【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月27日

【事業年度】 第67期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

【会社名】 第一中央汽船株式会社

【英訳名】 DAIICHI CHUO KISEN KAISHA

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 薬 師 寺 正 和

【本店の所在の場所】 東京都中央区新富二丁目14番4号

【電話番号】 03(5540)1924

【事務連絡者氏名】 経理部長 上野 善法

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新富二丁目14番4号

【電話番号】 03(5540)1924

【事務連絡者氏名】 経理部長 上野 善法

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月		平成22年3月	平成23年 3 月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高	(百万円)	111,842	130,377	139,047	140,451	165,155
経常利益又は経常損失 ()	(百万円)	5,388	1,166	11,002	18,563	8,584
当期純利益又は当期純損 失()	(百万円)	3,877	1,762	9,281	31,983	15,429
包括利益	(百万円)		337	8,675	29,793	14,870
純資産額	(百万円)	36,092	35,742	27,056	12,257	13,781
総資産額	(百万円)	125,271	136,557	131,139	139,229	160,580
1株当たり純資産額	(円)	138.29	136.54	102.17	14.64	73.00
1株当たり当期 純利益金額又は当期純損 失金額()	(円)	15.14	6.88	36.25	124.91	60.26
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)					
自己資本比率	(%)	28.3	25.6	19.9	8.1	7.9
自己資本利益率	(%)	10.4	5.0	30.4	171.0	128.8
株価収益率	(倍)		24.0			
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	306	6,542	8,490	15,430	9,851
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,383	19,959	5,170	6,913	16,313
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	8,746	8,268	6,292	29,742	31,349
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	20,906	15,125	7,599	14,973	20,498
従業員数	(名)	449	478	508	499	486

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、平成23年3月期は潜在株式が存在しないため、また、平成22年3月期及び平成24年3月期は1株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、平成25年3月期及び平成26年3月期は、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
 - 3 株価収益率については、平成22年3月期、平成24年3月期、平成25年3月期及び平成26年3月期は当期純損 失を計上しているため記載しておりません。
 - 4 従業員数は、就業人員数を表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月		平成22年3月	平成23年 3 月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
海運業収益	(百万円)	100,771	118,270	127,115	129,246	152,586
経常利益又は経常損失 ()	(百万円)	4,262	1,861	11,775	20,128	4,366
当期純利益又は当期純損 失()	(百万円)	3,780	2,101	12,588	32,301	13,459
資本金	(百万円)	13,258	13,258	13,258	20,758	28,958
発行済株式総数						
普通株式	(株)	263,549,171	263,549,171	263,549,171	263,549,171	263,549,171
A 種種類株式	(株)				15,000,000	31,400,000
純資産額	(百万円)	36,386	38,197	25,217	7,394	10,248
総資産額	(百万円)	77,561	90,409	82,780	78,469	79,730
1株当たり純資産額	(円)	142.09	149.17	98.48	29.71	82.61
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	(円) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期 純利益金額又は当期純損 失金額()	(円)	14.76	8.21	49.16	126.16	52.57
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	(円)					
自己資本比率	(%)	46.9	42.3	30.5	9.4	12.9
自己資本利益率	(%)	10.0	5.6	39.7	198.1	152.6
株価収益率	(倍)		20.1			
配当性向	(%)					
従業員数	(名)	172	184	206	202	179

- (注) 1 海運業収益には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、平成23年3月期は潜在株式が存在しないため、また、平成22年3月期及び平成24年3月期は1株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、平成25年3月期及び平成26年3月期は、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
 - 3 株価収益率については、平成22年3月期、平成24年3月期、平成25年3月期及び平成26年3月期は当期純損 失を計上しているため記載しておりません。
 - 4 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2 【沿革】

年月	沿革
明治25年2月	別子鉱山(後の住友鉱業株式会社)、所有船御代島丸により新居浜/尾道間で貨客の運送を開始。
	(当社創業)
昭和8年9月	会陽汽船株式会社、神戸市に設立。
昭和17年5月	 住友鉱業株式会社船舶部他13社の企業合同により、中央汽船運航株式会社を新居浜市に設立。
昭和21年5月	中央汽船運航株式会社、中央汽船株式会社に商号変更。
昭和22年12月	会陽汽船株式会社、ファーストシッピング株式会社に商号変更。
昭和24年7月	中央汽船株式会社、大阪証券取引所に上場。
昭和24年10月	ファーストシッピング株式会社、第一汽船株式会社に商号変更。
昭和24年11月	中央汽船株式会社、東京証券取引所に上場。
昭和25年7月	第一汽船株式会社、東京・大阪の各証券取引所に上場。
昭和33年10月	子会社、第一船舶㈱(現第一中央内航㈱)を設立。
昭和35年10月	第一汽船株式会社と中央汽船株式会社が合併し、第一中央汽船株式会社を設立。本社を神戸市に
	置き東京支社、大阪支店、若松支店、ロンドン在勤員事務所を設置。発足時資本金16億2千万円。
昭和35年12月	東京・大阪の各証券取引所に上場。
昭和39年6月	本社を東京に移転。
昭和40年1月	子会社、第一中央舶用装備㈱(現第一中央マリン㈱)を設立。
昭和41年3月	和歌山出張所開設。
昭和42年4月	資本金を20億円に増資。
昭和44年3月	ニューヨーク在勤員事務所(現ニューヨーク事務所)開設。
昭和44年4月	資本金を30億円に増資。
昭和46年9月	鹿島出張所開設。
昭和49年12月	資本金を60億円に増資。
昭和50年11月	マニラ在勤員事務所(現マニラ事務所)開設。
昭和57年6月	資本金を100億円に増資。
昭和57年9月	第1回物上担保附転換社債60億円を発行。
昭和58年8月	当社額面普通株式 1 株を10株に分割(額面を50円に変更)。
昭和62年3月	子会社、Mars Shipping Co., S.A.を設立。
昭和63年9月	転換社債の転換により資本金122億95百万円。
平成元年4月	ホンコン在勤員事務所(現ホンコン事務所)開設。
平成 2 年12月	第1回米貨建分離型新株引受権付社債1億1千万ドルを発行。
平成3年3月	米貨建分離型新株引受権付社債の権利行使により資本金123億96百万円。
平成4年5月	当社額面普通株式 1 株を1.07株に分割。資本準備金の一部組み入れにより資本金132億58百万円。
	ロンドン在勤員事務所閉鎖。
平成11年9月	
平成11年11月	本社事務所を東京都中央区より東京都江東区に移転。
平成14年6月	ロンドン事務所再開。
平成14年12月	上海在勤員事務所(現上海事務所)開設。
平成19年11月	本社事務所を東京都江東区より東京都中央区に移転。
平成22年4月	ベトナム事務所開設。
平成25年2月	A種種類株式発行により資本金207億58百万円。
平成25年3月	第1回乃至第5回無担保社債52億90百万円を発行。
平成25年6月	A種種類株式発行により資本金289億58百万円。
平成26年4月	簡易吸収分割により近海不定期船事業を第一中央近海株式会社に集約。

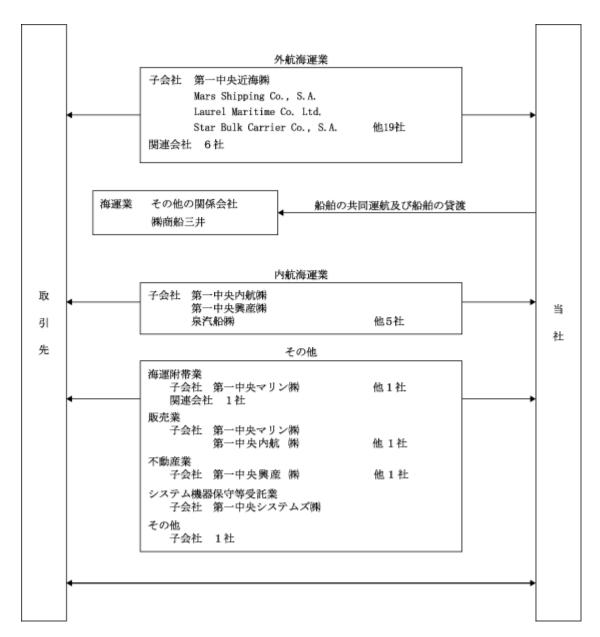
3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社35社及び関連会社7社からなり、当社グループのセグメントは、海外の不定期航路にて事業展開をおこなっている外航海運業、本邦での海上輸送をおこなっている内航海運業のほかに、船舶管理業等の海運附帯事業、船用品等商品販売業、不動産賃貸業、システム機器保守等受託業に区分され、国内外において事業展開をおこなっております。

当該事業における当社並びに主要な子会社及び関連会社の位置付け及びセグメントとの関連は次のとおりであります。

事業区分	事業の概要	主要な子会社及び関連会社
外航海運業	荷主等取引先のニーズに広汎に応えうる各種専用船、LPG船、一般撒積船等の船隊整備を行っており、その中核となる船腹は当社社船並びに国内外関係会社及び他社よりの用船をもって構成し、安定船腹の確保を図り、世界的規模での事業展開を行っております。	第一中央近海㈱ Mars Shipping Co., S.A. Laurel Maritime Co., Ltd. Star Bulk Carrier Co., S.A. ほか子会社19社 関連会社6社
内航海運業	当社並びに国内関係会社により、セメント等の各種 専用船並びに一般貨物船の船隊整備を行い、国内需要 家向けに、事業展開を図っております。	第一中央内航㈱ 第一中央興産㈱ 泉汽船㈱ ほか子会社5社
その他	船舶管理業務等の海運附帯事業につきましては、主に当社グループの中心である海上輸送を支えるものとして、船舶運航支援等をグループの事業として行っております。 また、船用品等商品販売業、不動産賃貸業、システム機器保守等受託業につきましては、グループの経営基盤の強化及び事業多角化の一環として、関係会社を通じて営んでおります。	第一中央マリン(株) 第一中央内航(株) 第一中央興産(株) 第一中央システムズ(株) ほか子会社2社 関連会社1社

事業系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業	議決権の所有	役員の	関係内容
		又は出資金	の内容	割合 %	兼任等名	
(連結子会社) 第一中央内航(株)	大阪市西区	百万円	 内航海運業 その他	100.0	3 (2)	│ │所有船及び裸用船を当社が定期用 │船しております。
第一中央マリン(株)	東京都中央区	220	その他	100.0	4 (3)	当社の関係会社の船舶の管理を委託しております。
第一中央ロジスティクス (株)	東京都中央区	186	外航海運業	86.0	2 (1)	当社運航船の海運仲立業務を行っ ております。
第一中央興産㈱	東京都中央区	250	 内航海運業 その他	100.0	3 (1)	所有船は第一中央内航㈱及び和光 海運㈱が裸用船しております。
第一中央近海㈱	東京都中央区	115	外航海運業	100.0	3 (3)	 当社から一般不定期船を用船し運 航しております。
第一中央システムズ㈱	東京都中央区	50	その他	100.0	3 (1)	当社のシステム機器等の保守点検 等を委託しております。
鹿島実業㈱	茨城県鹿嶋市	80	その他	100.0	3 (2)	当社運航船に対して船用資材等の 販売を行っております。
和光海運㈱	大阪市西区	10	内航海運業	100.0 (100.0)	0 (0)	裸用船を当社が定期用船しており ます。
泉汽船(株)	東京都中央区	300	内航海運業	62.1	3 (2)	
扶桑船舶(株)	青森県八戸市	100	内航海運業	81.05 (31.05)	4 (3)	所有船は当社が定期用船しており ます。
Mars Shipping Co., S.A. (注)2	Republic of Panama	5,009	外航海運業	100.0	3 (1)	所有船を当社が定期用船しており ます。
Laurel Maritime Co., Ltd.	Cyprus	EURO 5,745千	外航海運業	100.0	3 (1)	所有船及び裸用船を当社が定期用 船しております。
Hawk Shipping S.A.	Republic of Panama	US.\$ 5千	外航海運業	100.0 (100.0)		
Daiichi Chuo Shipping (Singapore) Pte Ltd	Singapore	S.\$ 1,000千	外航海運業	100.0	3 (0)	当社運航船の海運仲立業務を行っ ております。
Star Bulk Carrier Co., S.A.	Republic of Panama	1,301	外航海運業	100.0	3 (1)	所有船及び裸用船を当社が定期用 船しております。
Pluto Navigation S.A.	Republic of Panama	2	外航海運業	100.0	3 (1)	所有船は当社の関係会社が裸用船 しております。
Osprey Maritime Co.,S.A.	Republic of Panama	1	外航海運業	100.0	3 (0)	所有船は当社の関係会社が裸用船 しております。
Thanh Hoa Shipping Co.,S.A.	Republic of Panama	US.\$ 10千	外航海運業	100.0	3 (0)	所有船は当社の関係会社が裸用船 しております。
Primero Shipping S.A.	Republic of Liberia	30	外航海運業	100.0 (100.0)		所有船は当社が定期用船しており ます。
Gomeisa Maritime S.A.	Republic of Panama	US.\$ 10 千	外航海運業	100.0	3 (1)	当社子会社所有船を定期用船して おります。
Centro Shipping S.A.	Republic of Panama	∪s.\$ 100∓	外航海運業	100.0 (100.0)		所有船は当社が定期用船しており ます。
TDC Shipping S.A.	Republic of Panama	3	外航海運業	100.0	3 (0)	所有船は当社が定期用船しており ます。
他 4 社						

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合	役員の 兼任等	関係内容
(持分法適用関連会社)				%	名	
Belo Maritime Transport S.A.	Republic of Panama	US.\$ 2千	外航海運業	50.0	2 (0)	
Maranaw Luzon Shipping Co., Inc.	Philippine (Manila)	PESO 10,000千	その他	25.0 (25.0)	1 (0)	当社用船への船員の配乗を行って おります。
S.D. Shipping (Panama) S.A.	Republic of Panama	∪s.\$ 10 千	外航海運業	50.0	2 (1)	当社子会社所有船を裸用船してお ります。
Procyon Maritime S.A.	Republic of Panama	∪S.\$ 10 千	外航海運業	50.0	2 (1)	裸用船を当社が定期用船しており ます。
Shagang Daiichi Shipping Co., Ltd.	Hong Kong	US.\$ 12千	外航海運業	50.0	2 (1)	当社子会社所有船を定期用船して おります。

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 - 2 特定子会社であります。
 - 3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
 - 4 連結子会社及び持分法適用関連会社の役員の兼任等の数字は、当社役員及び職員の兼任数であり、()内は当社役員による兼任で内数であります。
 - 5 連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある関係会社はありません。

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業 の内容	議決権の被所有 割合	役員の 兼任等	関係内容
(その他の関係会社)		百万円				
(株)商船三井 (注)	東京都港区	65,400	外航海運業	26.95	兼任 1 転籍 2	船舶の共同運航及び船舶の貸渡を 行っております。

(注) 有価証券報告書の提出会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
外航海運業	276
内航海運業	144
その他	20
全社(共通)	46
合計	486

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者 を含む就業人員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成26年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
179	37.6	13.5	6,527

セグメントの名称	従業員数(名)
外航海運業	125
内航海運業	8
全社(共通)	46
合計	179

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
 - 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 - 3 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

(陸上)

陸上従業員は、第一中央汽船労働組合を昭和35年10月1日に結成しております。労使間においては特記すべき事項はありません。

(海上)

海上従業員は、全国産業別単一労働組合である全日本海員組合に加入しております。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度の世界経済を概観いたしますと、米国経済は雇用情勢の改善や所得の拡大を背景とした堅調な民需に牽引されて緩やかな成長が続きましたが、欧州経済は債務危機の沈静化によって底打ちしたものの本格的な回復には至らず、中国をはじめとする新興国経済においても金融市場の不透明感から内外需ともに力強さを欠く状況が続きました。わが国経済は、復興需要による公共投資の増加に加え、政策効果の後押しを受けて個人消費や住宅投資が堅調に推移するなど、幅広く回復の兆しが見られました。

海運業界におきましては、燃料油価格が依然として高値圏で推移するなか、上期の外航海運市況は前年度並みの低水準で推移し、下期においては、ケープ型では新造船の供給圧力緩和や鉄鉱石の活発な荷動きによる需給バランス改善を受けて市況環境が改善しましたが、パナマックス型以下の中小型船においては供給過剰状態が解消されず、市況の底離れには至りませんでした。一方、内航海運におきましては、旺盛な建築関連需要による原材料輸送並びに石炭火力発電需要を受けて燃料輸送が堅調に推移しました。

このような状況のもと、当社グループは、平成24年11月に策定した中期経営計画に基づき、筆頭株主及び取引先からの支援を受けて資本増強を行い財務基盤を強化する一方、減速運航の強化や固定費の抜本的な合理化により徹底したコスト削減に取り組み、全社を挙げて業績改善に努めるとともに、競争力の低い用船契約の解約や老齢船の売却を実行し、収益基盤の強化に向けた事業構造改革を推進してまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、円安の進行もあり、売上高は1,651億55百万円(前連結会計年度比247億4百万円、17.6%増加)となりましたが、損益面については、中小型船市況が当初の想定を大幅に下回ったため、営業損失は66億81百万円(前連結会計年度は183億70百万円の営業損失)、経常損失は85億84百万円(前連結会計年度は185億63百万円の経常損失)となりました。さらに、平成22年6月21日付にて提起されていた「オーシャン・ビクトリー」号の座礁事故に係る訴訟に関し英国高等法院より当社に対し損害賠償金約137.6百万米ドル及びこれに対する金利約29百万米ドル並びに訴訟費用の支払いを命じる第一審判決に基づき、訴訟損失引当金繰入額として60億34百万円を、また、コスト高となっていた用船契約の解約金として18億21百万円を、それぞれ特別損失に計上した結果、当期純損失は154億29百万円(前連結会計年度は319億83百万円の純損失)となり、引き続き多額の損失を計上するに至りました。

また、セグメントの業績は、次のとおりであります。

< 外航海運業 >

外航海運業につきましては、売上高1,492億68百万円と前連結会計年度比232億91百万円、18.5%増加し、営業損失は76億11百万円(前連結会計年度は193億36百万円の営業損失)となりました。

専用船部門

専用船部門におきましては、国内外製鉄会社向けの鉄鉱石、石炭をケープ型(約10万重量トン超)にて輸送することを主な事業としております。平成25年暦年の世界粗鋼生産量は、前年比約54百万トン増の約16億7百万トンとなりました。そのうちわが国は前年比微増の約1億11百万トン、生産量世界一の中国は前年比約54百万トン増の約7億79百万トンとなりました。

当期のケープ型の用船市況は、鉄鉱石や石炭の産出国の天候不順による荷動きの減少などによって低水準で始まり、豪州での新規設備立ち上げによる出荷能力向上やブラジルの出荷正常化により6月から上昇を始め、中国向け 鉄鉱石需要の増大により秋口にかけて急騰しましたが、その後は調整と反発を繰り返し、年間を通じて市況は大き く乱高下しました。

このような状況のもと、国内外の顧客からの中長期契約の獲得による収益の安定化を図り、用船市況の高い水域・航路への配船や、インドや東南アジア向け貨物との組み合わせによる効率配船、減速運航の強化により採算の向上に努めましたが、燃料油価格の高止まりが続くなか、夏場以降の市況上昇による損益改善効果も上期の赤字を解消するには至らず、通期では損失を計上しました。

油送船部門

油送船部門におきましては、タンク容量78,500立方メートルの大型 L P ガスキャリアを長期貸船契約に投入しており、市況の影響を受けることなく安定した収益を確保しました。

不定期船部門

中型不定期船分野(約5万重量トンから約10万重量トンまで)におきましては、石炭専用船とパナマックス型(約8万重量トン)を中心とした国内電力会社向けの一般炭輸送、また、パナマックス型及びハンディマックス型(約5万重量トン)による国内製鉄会社及び一般産業向け鉄鉱石、石炭輸送並びにインド、中国、豪州向けの石炭、鉄鉱石、非鉄鉱石の三国間輸送を中心に営業を展開しました。世界経済が低調に推移するなか、上期は低水準であった中型不定期船市況は、夏場以降のケープ型市況の急上昇や北米出し穀物の活況の影響を受けて一旦上昇したものの、年明け後の中国向け荷動きの減少から再び軟化し、通期で船隊コストを上回るまでには至りませんでした。しかしながら、中期経営計画に従って高コスト船の返船及び船隊規模の縮小を行い、減速運航、効率配船に努めた結果、収益が改善し、赤字幅を前期比大幅に縮小しました。

小型不定期船分野(約4万重量トンまで)におきましては、主に鋼材や木材、穀物、肥料、非鉄鉱石等の輸送を行っております。依然として市況が低迷を続けるなか、高コスト船の返船や老齢船の売却、燃料油調達港の厳選、減速運航の徹底によるコスト削減を図る一方、新鋭船への入替による競争力強化、各水域における適正船腹の配分やアジア・米州の効率配船強化による採算向上に努めましたが、燃料油価格の高止まりもあり、引き続き損失を計上するに至りました。

東南アジア、中国、ロシア地域を中心とする近海不定期船分野(約2万重量トンまで)におきましては、鋼材、セメント、石灰石等の輸出貨物、石炭、合板、丸太等の輸入貨物の集荷強化や、三国間輸送を組み入れた効率配船、減速運航による燃料費削減等の収益改善施策の効果発現により、下期にかけて損益改善が続き、第4四半期において大きく利益を計上した結果、通期でも赤字を解消して黒字に転じました。

専用船関係では、セメント専用船、石炭灰専用船とも順調に稼働し、前期比増収増益となりました。

< 内航海運業 >

内航海運業につきましては、売上高111億92百万円と前連結会計年度比3億22百万円、3.0%増加となりましたが、営業利益は5億82百万円と前連結会計年度比80百万円、12.2%減少となりました。

内航部門では、各種専用船並びに一般貨物船により、石灰石、セメント、石炭、砕石、穀物、雑貨等を国内需要家向けに輸送しております。専用船につきましては、原子力発電所の稼働停止に伴う石炭火力発電所の高い稼働率や、セメント需要増大を受け、順調に稼働しました。また、一般貨物船につきましては、燃料油価格のさらなる高騰に加え、上期は一般消費材等の荷動きは低調に推移し、厳しい環境に置かれましたが、下期は復興需要、消費税増税前の駆け込み需要等により一般消費材等の荷動きは好転し、効率的な配船・運航に努めた結果、内航部門全体で前期比増収増益となりました。

<その他>

当社グループでは、主力の海上輸送事業を支えるため、また事業多角化の一環として、船舶管理業、荷敷用木材販売業、不動産賃貸業等を営んでおります。

これらの事業につきましては、売上高56億5百万円(前連結会計年度比10億38百万円、22.7%増加)、営業利益は3億45百万円(前連結会計年度比47百万円、16.1%増加)となり、総じて所期の目標に沿い着実に運営されており、グループ経営基盤の強化と効率性の追求に寄与しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、204億98百万円となり、前連結会計年度末と比べ55億 25百万円増加いたしました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

主に当期純損失を計上したことにより、98億51百万円の支出(前連結会計年度比55億79百万円減少)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に船舶に対する設備投資により、163億13百万円の支出(前連結会計年度比94億円増加)となりました。 (財務活動によるキャッシュ・フロー)

借入金の約定返済による支出があるものの、株式の発行に伴う収入により、313億49百万円の収入(前連結会計年度比16億6百万円増加)となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、外航海運及び内航海運業を主たる事業としており、生産、受注及び販売イコール海上輸送という業態となることから、生産、受注及び販売の状況については、「1業績等の概要」における(1)業績の記載に含めて記載しております。

なお、主な相手先別の営業収入実績及び総営業収入実績に対する割合については次のとおりであります。

扣工件	前連結会計	十年度	当連結会計年度		
相手先	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)	
新日鐵住金(株)			30,257	18.3	

- (注) 1 上記の金額には、消費税は含まれておりません。
 - 2 前連結会計年度の新日鐵住金㈱については、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

(1) 継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況の早期解消

平成25年2月と6月の二度にわたるA種種類株式の発行により総額314億円を調達したほか、金融機関や船主・造船所等の取引先からご支援をいただくことで、資金繰り及び財務基盤の安定、適正な船隊規模への回帰、並びに安定利益を生む構造への改革に向けた事業構造改革を推進してまいりました。

これまで実行してきた諸施策によって当社グループの競争力は高まっており、海運市況も回復傾向にありますが、依然として船腹量の適正規模への修正の途上にあり、長期化した海運市況の低迷による影響を受け、収益の改善には未だ至っておりません。さらに、「オーシャン・ビクトリー」号の座礁事故に係る訴訟に関し、当社に対し損害賠償金等の支払いを命じる第一審判決に基づき、訴訟損失引当金繰入額として60億34百万円を特別損失に計上した結果、引き続き多額の損失の計上を余儀なくされました。その結果、継続企業の前提に関する疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、こうした状況を一刻も早く解消するために、平成24年11月に中期経営計画を策定し、当該計画に従った各種施策の実行により損益改善を進めてまいりましたが、さらなる資本増強を行うことで安定した経営基盤の構築及び早期黒字化を達成するとともに、これまで実行してきたコスト削減策を継続し、市況リスク低減を行って、安定的な利益を生み出すべく、平成24年11月以降現在までの情勢変化の影響も織り込んだうえで、平成26年3月に平成24年11月発表の中期経営計画の目標を引き継ぐ新たな中期経営計画を策定し、現在順次取り進めております。

なお、具体的な対応策については、「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2.事業 等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対 応策」に記載しております。

(2) 経営理念に沿った企業活動の継続

当社グループは、以下の項目を経営理念として掲げ継続して取り組んでおり、コーポレート・ガバナンス、内部 統制システム、重要な法務リスク、訴訟への取り組みの強化、海運会社の使命である安全、効率輸送の徹底ととも に、堅実な企業活動に向け邁進してまいります。

- ・顧客のニーズを追求した付加価値の高いサービスを提供し顧客とともに発展する。
- ・株主の期待に沿うべく、適正な利潤の確保と長期安定経営により企業価値の増大に努める。
- ・倫理観をもって企業活動に邁進し、国際社会での信頼を築く。
- ・個の力を高め、それを結集することにより、企業力の強化に努める。
- ・船舶の安全運航を徹底し、地球環境の保全に努める。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 海運市況変動リスク

当社グループの事業は、世界各国の景気動向や商品市況、テロ・戦争その他の政治的・社会的要因による予期せぬ事象の発生等により、物流(荷動き)量が大きく影響を受け、運賃・用船料市況が変動する可能性があります。また、新造船の供給過多及び中古船のスクラップの鈍化等により船腹需給が不均衡となり、運賃・用船料市況が大幅に変動し当社グループの損益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、市況下落時にも耐えられるよう長期安定貨物の獲得等の営業力を強化し、かつタイムリーな船舶手当てやコスト削減等に努めておりますが、大幅な市況の下落により影響を受ける可能性があります。

(2) 為替変動リスク

当社グループの事業は、売上のうち、米ドル建ての海上運賃収入が多くを占めております。したがって、借船用船料、燃料費、修繕費等をはじめとし、船舶資本費を含む費用の米ドル化を進めておりますが、通常は米ドル建て収入が費用を上回っていることにより、グループ損益は外国為替レートの変動による影響を受けることがあります。そこで、当社グループは、通貨ヘッジ取引を行うなど、米ドル為替レート変動による悪影響を最小限にとどめる努力をしておりますが、大幅な外国為替レートの変動により影響を受ける可能性があります。

(3) 船舶燃料油価格変動リスク

当社グループの事業においては、船舶の運航に燃料油の調達は不可欠なものとなっております。したがって、世界の景気動向、産油地域の情勢等により、燃料油価格が変動しグループ損益が影響を受ける可能性があります。当社グループは、荷主各社とも協議し、長期運送契約締結時には燃料油価格変動に連動する運賃体系にするなど、燃料油価格変動の損益に与える影響を極力抑える努力をしておりますが、燃料油価格が急騰する場合などでは影響を受ける可能性があります。

(4) 金利変動リスク

当社グループでは、船舶等の取得のための設備投資資金及び、事業継続のための運転資金等は、主に外部借入にてその資金調達をおこなっております。したがって、将来にわたる金利変動リスクヘッジのため、固定金利での借り入れや金利スワップ取引により金利の固定化を進めておりますが、変動金利で調達している金利については、金利の変動により影響を受ける可能性があります。

(5) 取引先の破綻リスク

当社グループの事業は、運賃・用船料市況の下落時の損益悪化の影響を回避することを目的とし、取引先と長期契約の締結をすることにより安定した収益を獲得することに努めております。しかしながら、当社グループが長期契約を締結している一部の取引先が経営状態等の悪化により、長期契約の履行を継続できなくなる可能性があります。

また、運送契約については、大手の鉄鋼会社、総合商社及び電力会社等と運送契約を締結することにより契約不履行のリスクを回避し、新規取引先等については、外部調査機関等からの情報に基づき取引先の財務状況の健全性を調査することにより、契約不履行のリスクの低減を図っておりますが、取引先の経営環境の悪化により、運賃等収益の回収ができなくなる可能性があります。

(6) 財務制限条項抵触のリスク

当社グループは、設備資金調達並びに運転資金調達のためシンジケートローン契約を締結しており、当該契約には純資産と経常利益等に関する財務制限条項が付されております。これらの条項に抵触し、当該債務の一括返済を求められた場合、当社グループの財政状態に影響を与える可能性があります。

(7) 固定資産減損損失計上のリスク

当社グループが保有する船舶等の固定資産について、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなる可能性があります。その結果、減損損失を認識するに至った場合には、当社グループの財政状態、経営成績に影響を与える可能性があります。

(8) 船舶の海難事故等のリスク

当社グループの主たる事業である海運業では、万一洋上あるいは港湾等で不慮の事故や油濁事故等が発生した場合、事業、業績並びに環境保全に対して悪影響を及ぼす可能性があります。当社ではこれら事故のリスクをミニマイズするために「第一中央汽船運航船管理システム」を他社に先駆けて昭和61年に制定し、これをベースにグループ保有・運航船舶の安全運航、環境保全及び運航効率の向上に向け積極的に取り組んでおります。

この運航船管理システムによる活動は、当社環境方針で謳っております"スリーゼロ"(人身事故ゼロ、海難事故ゼロ、油濁事故ゼロ)を目指し、全運航船に対する訪船活動によるハード/ソフト面の検査及び評価、運航状態の解析/評価、事故の解析及び防止策の策定、乗組員の教育等々当社グループをあげて万全の体制で実施されております。

万一海難事故が発生した場合でも保険による最大限の損失補てん対策を図っておりますが、対象事故によっては影響を受ける可能性があります。

(9) 公的規制等のリスク

当社グループの主たる事業である外航海運業においては、国際機関及び各国政府の法令、船級協会の規則等、さまざまな公的規制を、主に設備の安全性や船舶の安全運航のため、受けております。また、内航海運業においては、国内法、特に、内航海運業法、内航海運組合法等により法的規制を受けております。したがって、これらの規制を遵守するため、コストの増加となる可能性があり、当社グループの活動が制限され、事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 重要な訴訟等のリスク

当社が、荷主との間で締結した航海用船契約(貨物輸送契約)によって委託を受けた鉄鉱石の海上運送のため、中国のChina National Chartering Corp. (以下、「船主」という)から一航海定期用船(借船契約)した貨物船「オーシャン・ビクトリー」号が、平成18年10月24日、荷揚港の鹿島港外にて座礁、その後、平成18年12月27日に全損になったことに伴い、船主(改称: China National Chartering Co.Ltd.)が、定期用船者である当社に対して、定期用船契約で定められた、安全港、安全岸壁提供に関する不履行があると主張、平成22年6月21日に同船の全損に係わる損害賠償請求を提起いたしました。

平成25年7月30日、英国高等法院より当社に対し、損害賠償約1億37百万ドル及び金利約28百万ドル並びに訴訟費用の支払いを命じる第一審判決が言い渡されました。本判決において当社の主張が認められなかったことは誠に遺憾で控訴審においては改めて当社の主張の正当性を訴えるとともに、本判決の不当性を主張し、徹底的に争っていく所存です。なお、最終的に当社に責任があるとの判断がなされる場合には、航海用船契約に基づき、関係先に求償をしていく所存でおります。

(11) 中期経営計画について

当社グループは、平成26年3月に新中期経営計画を策定し、順次実行しておりますが、海運市況等の様々な要因により影響を受ける可能性があり、実際の業績は大きく変動する可能性があります。

(12) 重要事象等について

当社グループは、不定期船航路を中心とする海上運送事業を行っており、当社を中心として国外及び国内の輸送事業を展開しておりますが、大型船型を中心に外航海運市況が回復傾向にあるものの、平成20年から続く欧州危機、中国の経済成長の鈍化及び大量の新造船の竣工による船腹量の増加により、海運市況の低迷の長期化が継続したことから、前連結会計年度に続き、当連結会計年度におきましても66億81百万円の営業損失及び85億84百万円の経常損失を計上いたしました。さらに平成22年より係争しておりました「オーシャン・ビクトリー」号の全損に係わる訴訟案件について、英国高等法院の第一審判決言い渡しが平成25年7月30日(現地時間)にあり、当社の主張が認められなかったことから、訴訟損失引当金繰入額として60億34百万円計上した結果、154億29百万円の当期純損失となりました。また、営業活動によるキャッシュ・フローにつきましても98億51百万円のマイナスとなりました。これにより、当社グループが将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象(以下、「重要事象等」という)が存在しております。

なお、当該重要事象等を改善するための対応策については「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの 状況の分析 2.事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、 又は改善するための対応策」に記載しております。

5 【経営上の重要な契約等】

特記事項はありません。

6 【研究開発活動】

特記事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1.提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

(1) 経営成績の分析

売上高は、前連結会計年度比17.6%増収の1,651億55百万円となりました。これは、積極的な船隊整備により運 航規模を拡大した結果であり、前連結会計年度との比較では増収を確保いたしました。

一方、営業損失は、66億81百万円(前連結会計年度は183億70百万円の営業損失)となりました。これは、燃料油価格高騰、市況低迷及び高コスト船の用船を継続していたことによるものであります。なお、セグメント業績の概要は、「1 業績等の概要 (1)業績」に記載のとおりであります。

経常損失は、85億84百万円(前連結会計年度は185億63百万円の経常損失)となりました。これは、主に上述の 営業損失を計上したことによるものであります。

当期純損失は、上述の経常損失に加え、特別損失に訴訟損失引当金繰入額、用船契約の解約に伴う解約金等を計上しました結果、154億29百万円(前連結会計年度は319億83百万円の当期純損失)となりました。

(2) 財政状態の分析

資産の部は、前連結会計年度末に比べ213億51百万円増加(前連結会計年度末比15.3%増加)し、1,605億80百万円となりました。流動資産は54億83百万円増加(前連結会計年度末比12.0%増加)し、固定資産は158億67百万円増加(前連結会計年度末比17.0%増加)となりました。流動資産の増加は、「貯蔵品」は10億38百万円減少しているものの、主に「現金及び預金」の増加54億5百万円によるものであり、固定資産の増加は、新造船の竣工等による「建設仮勘定」の減少59億56百万円がある一方、「船舶」の増加204億52百万円及び「長期前払用船料」の増加29億52百万円によるものであります。

一方、負債の部は、前連結会計年度末に比べ198億27百万円増加(前連結会計年度末比15.6%増加)し、1,467億99百万円となりました。これは、船舶に対する設備投資資金調達による「長期借入金」の増加136億58百万円及び「訴訟損失引当金」の増加57億63百万円によるものであります。

純資産の部は、当期純損失を計上しましたが、優先株式発行により「資本金」の増加82億円並びに「資本剰余金」の増加82億円により、前連結会計年度末比15億23百万円増加(前連結会計年度末比12.4%増加)し、137億81百万円となりましたが、自己資本比率は、前連結会計年度末の8.1%から7.9%へ低下いたしました。

なお、当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況とそれらの要因についての分析は、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

2.事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社グループは、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載した重要事象等に記載のとおり、当連結会計年度において、営業損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローもマイナスとなり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

そこで、当社グループは、このような事象又は状況を解消又は改善すべく、平成24年11月に発表した中期経営計画の目標を受け継ぐ新たな中期経営計画を本年3月に策定し、次のとおり現在順次取り進めております。また、第一審判決のあった訴訟案件につきましても、今後の控訴審において本判決の不当性を主張し、徹底的に争っていく方針です。

なお、当連結会計年度末において当社グループに係る借入約定における財務制限条項に抵触する事態も発生しておりますが、当該事象に係る設備借入金421億99百万円について、本年4月25日付にて当該主要金融機関との間で当該財務制限条項の修正に合意しており、現在では当該財務制限条項への抵触は回避されております。

(1) さらなる資本増強のための施策

海運市況は回復傾向にあるものの、その回復基調は緩やかなものに留まっており、関係取引先との間での円滑な取引を継続するためには、資本性のある資金調達をさらに実施することで自己資本の一層の増強を行い、海運市況が低迷するリスクに加えて、「オーシャン・ビクトリー」号の訴訟リスクが実現した場合においても安定的な経営基盤を維持できる企業体力の確保を行うことが不可欠であると判断いたしました。そこで、当社は本年3月27日開催の取締役会において、第三者割当により総額85億円のD種種類株式の発行を行うことを決議し、本年6月27日開催の定時株主総会に同種類株式の発行に係る議案を決議いたしました。

(2) 市況リスクの低減のための施策

用船契約の解約等による船隊の縮小

小型船型へシフトウェイト及び中長期の貨物契約、貸船契約獲得による市況リスクの低減

大型船型の外航海運市況並びに中古船の売買市況が回復した局面では、市況リスクの低減を図るべく、新規の中長期貸船契約の成約により収入の固定化を一部実施したほか、今後も用船契約の解約等を検討してまいります。

(3) コスト削減策の強化及び継続

減速運航の強化による燃料消費量削減の継続

一般管理費削減の継続

船用品・潤滑油等の船費の削減の継続

港費等の運航費削減の継続

(4) 事業再編

当社グループは、グループ各社の事業内容の見直しを図り、中期経営計画における具体的施策の一環として、近海部門の整理及び再編を検討し、その結果、吸収分割により当社グループが行う近海不定期船事業を第一中央近海株式会社に集約することで、近海不定期船事業の専門性をより高め、効率的で機動的な運営ができるものと判断し、平成26年2月21日開催の取締役会において、平成26年4月1日を効力発生日として、当社の近海不定期船事業を当社の完全子会社である第一中央近海株式会社に承継することを決議し、平成26年2月21日、同社との間で吸収分割契約を締結いたしました。

(5) 訴訟案件への対応

先に述べましたように、「オーシャン・ビクトリー」号の全損に係わる訴訟案件について、当社といたしましては、英国高等法院第一審判決において当社の主張が認められなかったことは誠に遺憾であり、今後の控訴審において本判決の不当性を主張し、徹底的に争っていく所存であります。なお、最終的に当社に責任があるとの判断がなされる場合には、航海用船契約に基づき、関係先に求償をしていく所存であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度におきましては、競争力のある船隊の整備を進めるため、総額209億60百万円の船舶に対する設備 投資を実施いたしました。

また、一方で、船隊の若返り及び財務体質の健全化を図るため所有船舶を売却いたしました。設備投資及び売却の内容は、以下のとおりです。

設備投資

セグメントの名称	設備の内容	隻数	当連結会計年度
外航海運業	船舶	10	20,603百万円
内航海運業	船舶	1	356百万円
合計		11	20,960百万円

⁽注) 投資額には、建造中の船舶も含めております。

設備の売却

セグメントの名称	設備の内容	隻数	前期末帳簿価額	
外航海運業	船舶	4	2,123百万円	

2 【主要な設備の状況】

当社グループ(当社及び連結子会社)における主要な設備は、以下のとおりであります。 〔船舶〕

	区分		隻数(隻)	重量トン(K/T)	帳簿価額(百万円)
外航海運業	红女机	提出会社	4	682,895	13,254
	所有船	在外子会社	25 (1)	1,781,045	76,084
	定期用船		148	9,376,345	
	小計		177 (1)	11,840,285	89,338
内航海運業	65 左 60	提出会社	5 (1)	30,471	3,298
	所有船	国内子会社	16 (3)	102,119	5,538
	定期用船		12	33,472	
	小	計	33 (4)	166,062	8,836
外・内航海運業合計		提出会社	9 (1)	713,366	16,552
	 所有船	国内子会社	16 (3)	102,119	5,538
		在外子会社	25 (1)	1,781,045	76,084
	定期用船		160	9,409,817	
	合	計	210 (5)	12,006,347	98,175

- (注) 1 「隻数」欄のカッコ内の数字は、連結会社以外の会社との共有船舶数で、内数であります。
 - 2 提出会社と国内子会社との共有船舶は、提出会社に含めて記載しております。
 - 3 在外子会社所有の外航船舶には、リース契約を締結したリース資産を含めております。
 - 4 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

セグメント の名称	会社区分	隻数(隻)	重量トン (K/T)	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)	
外航海運業	在外子会社	13	407,208	2,595	12,559	

[船舶以外の設備]

(1) 提出会社

	セグメント	気供の中容		帳簿価額	(百万円)		従業員数
	の名称	設備の内容	建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	(人)
本社 (東京都中央区)	外航海運業 内航海運業	本 社 機 能 ・ 福 利厚生施設他	85	132 (5)	341	559	179

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、機械装置及び運搬具並びに器具及び備品であります。
 - 2 本社事務所は、賃借しております。

(2) 国内子会社

	事業所名	セグメント	設備		帳簿価額(百万円)				
云似石	(所在地)	の名称	の内容	建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	(人)
第一中央 マリン(株)	本社(東京都 中央区)	その他	賃貸用 不動産	5		16 (1)		22	2
第一中央 興産(株)	本社(東京都 中央区)	その他	賃貸用 不動産	77		197 (0)		274	2
鹿島 実業㈱	本社(茨城県 鹿嶋市)	その他	倉庫	22	3	44 (2)	0	70	5

⁽注) 帳簿価額のうち「その他」は、器具及び備品であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

セグメントの名称	記借の内容	32723	定金額 7円)	資金調達	起工	竣工	完成後の	
ピグメントの日柳	設備の内容	総額	既支払額	方法	炬工	攻工	増加能力	
外航海運業	船舶	20,087	5,027	借入金・自己 資金	平成22年11月 ~ 平成26年9月	平成26年4月 ~ 平成28年3月	318千 重量トン	
内航海運業	船舶	3,515	356	借入金・自己 資金	平成26年11月	平成27年5月	5千 重量トン	

⁽注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

売却

セグメントの名称	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	売却の 予定年月	売却による 減少能力
外航海運業	船舶	6,560	平成26年6月~10月	390千重量トン

⁽注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,100,000,000
A 種種類株式	31,400,000
B種種類株式	31,400,000
C種種類株式	31,400,000
計	1,100,000,000

- (注) 1 定款において種類別の発行可能株式総数は、普通株式は1,100,000,000株、A種種類株式は31,400,000 株、B種種類株式は31,400,000株、C種種類株式は31,400,000株と定めております。ただし、発行可能株式総数と種類別の発行可能株式総数の合計との一致については、会社法上要求されていないため、発行可能株式総数の計は1,100,000,000株と定めております。
 - 2 平成26年6月27日開催の定時株主総会(並びに普通株主による種類株主総会及びA種株主による種類株主総会)において定款の一部変更が行われ、新たにD種種類株式8,500,000株を追加いたしました。また、普通株式の発行可能株式総数及び発行可能株式総数の計を1,213,000,000株とする定款の一部変更議案が承認可決されておりますが、本有価証券報告書提出日現在、所定の効力発生条件は満たしておりません。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年 6 月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	263,549,171	263,549,171	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
A種種類株式 (当該種類株式は行使 価額修正条項付新株予 約権付社債券等であり ます。)	31,400,000	31,400,000		(注) 2、3、4
計	294,949,171	294,949,171		

- (注) 1 当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容について普通株式と異なる定めをした議決権のないA種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式についての定めを定款に定めております。
 - 2 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
 - (1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。
 - (2) 取得価額の修正の基準及び修正頻度

修正の基準

取得価額修正日に先立つ45連続取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の終値の平均値(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入)となります。但し、取得価額修正日における時価が、82円(以下「上限取得価額」という。)を上回る場合には上限取得価額を修正後取得価額とし、46円(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には下限取得価額を修正後取得価額とします。

修正の頻度

平成27年2月7日以降の毎年2月7日及び8月7日

(3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限取得価額の下限

46円

取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限682.608.695株

- (4) 当社の決定による A 種種類株式の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 3 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者と当社との間の取決めはありません。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者と当社との間の取決めはありません。
- 4 A種種類株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 単元株式数は1,000株とする。
- (2) 議決権

株主総会の議決権

A 種種類株式を有する株主(以下「A 種種類株主」という。)は、株主総会において議決権を有しない。 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。また、当社が、A種種類株式の募集事項の決定又はその委任を行う場合においては、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(3) 剰余金の配当

A種期末配当金

当社は、剰余金の期末配当を行うときは、当該剰余金の期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録されたA種種類株主又はA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて以下「A種種類株主等」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(普通株主と併せて以下「普通株主等」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記 に定める配当年率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(以下「A種期末配当金」という。)の配当を行う。但し、当該基準日の属する事業年度においてA種種類株主等に対して下記 に定めるA種中間配当金を支払ったときは、その額を控除する。なお、A種期末配当金に、各A種種類株主等の保有に係るA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

A 種優先配当年率

A種優先配当年率は、2.00%とする。

A 種中間配当金

当社は、剰余金の中間配当を行うときは、当該剰余金の中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録されたA種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種種類株式1株につき、A種期末配当金の額の2分の1を上限とする金銭の剰余金の配当を行う。

非参加条項

A種種類株主等に対して、A種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

非累積条項

ある事業年度においてA種種類株主等に対して行う剰余金の配当の額がA種期末配当金の額に達しないとき、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式の剰余金の配当(累積未払D種優先配当金の配当を含む)の支払順位は、同順位とする。

(4) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の金銭(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主の保有に係るA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

非参加条項

A種種類株主等に対して、上記 のほか、残余財産の分配は行わない。

優先順位

A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、平成27年2月7日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記 に定める数の普通株式の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする(以下「普通株式対価取得請求」という。)。

当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該A種種類株主に対して普通株式を交付するものとする。

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に払込金額相当額(但し、A種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を取得価額で除して得られる数とする。また、株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

取得請求の方法

取得請求をしようとするA種種類株主は、当社の定める取得請求書に、当該取得請求に係るA種種類株式の数その他必要事項を記載したうえ、上記 に記載する取得請求受付場所に提出しなければならない。 取得請求の効力発生

A種種類株式の取得の効力は、取得請求書が上記 に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生し、当社は、A種種類株式を取得し、当該取得請求をしたA種種類株主は、当社がそのA種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

普通株式の交付方法

当社は、A種種類株式の取得の効力発生後、当該取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(6) B種種類株式及び C 種種類株式を対価とする取得請求権

種類株式対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の払込金額の払込みが行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記 に定める数のB種種類株式及びC種種類株式を対価として、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする(以下「種類株式対価取得請求」という。)。当社は、当該種類株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに、法令の許容する範囲内において、当該A種種類株主に対してB種種類株式及びC種種類株式を交付するものとする。

A 種種類株式の取得と引換えに交付する B 種種類株式及び C 種種類株式の数

A 種種類株式の取得と引換えに交付する B 種種類株式及び C 種種類株式の数は、それぞれ種類株式対価取得請求に係る A 種種類株式の数に1.0 (但し、A 種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる数とする。取得請求受付場所及び取得請求の方法等

- (5) 乃至 の規定は、本項による種類株式対価取得請求の場合に準用する。
- (7) 譲渡制限

A 種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

- 5 B種種類株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 単元株式数は1,000株とする。
- (2) 議決権

株主総会の議決権

B種種類株式を有する株主(以下「B種種類株主」という。)は、株主総会において議決権を有しない。 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。また、当社が、B種種類株式の募集事項の決定又はその委任を行う場合においては、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(3) 剰余金の配当

B種期末配当金

当社は、剰余金の期末配当を行うときは、当該剰余金の期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録されたB種種類株主又はB種種類株式の登録株式質権者(B種種類株主と併せて以下「B種種類株主等」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(普通株主と併せて以下「普通株主等」という。)に先立ち、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たりの下記(4) に定めるB種残余財産分配額(但し、B種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記 に定める配当年率(以下「B種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(以下「B種期末配当金」という。)の配当を行う。但し、当該基準日の属する事業年度においてB種種類株主等に対して下記 に定めるB種中間配当金を支払ったときは、その額を控除する。なお、B種期末配当金に、各B種種類株主等の保有に係るB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。B種優先配当年率

B種優先配当年率は、2.00%とする。

B 種中間配当金

当社は、剰余金の中間配当を行うときは、当該剰余金の中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録されたB種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、B種種類株式1株につき、B種期末配当金の額の2分の1を上限とする金銭の剰余金(以下「B種中間配当金」という。)の配当を行う。

非参加条項

B種種類株主等に対して、B種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

非累積条項

ある事業年度においてB種種類株主等に対して行う剰余金の配当の額がB種期末配当金の額に達しないとき、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

優先順位

A 種種類株式、 B 種種類株式、 C 種種類株式及び D 種種類株式の剰余金の配当 (累積未払 D 種優先配当金の配当を含む)の支払順位は、同順位とする。

(4) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、B種種類株式1株につき、500円(但し、B種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「B種残余財産分配額」という。)を支払う。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主の保有に係るB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

非参加条項

B種種類株主等に対して、上記 のほか、残余財産の分配は行わない。

A 種種類株式、 B 種種類株式、 C 種種類株式及び D 種種類株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

普通株式対価取得請求権

B種種類株主は、平成27年2月7日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記 に定める数の普通株式の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする(以下「普通株式対価取得請求」という。)。

当社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該B種種類株主に対して普通株式を交付するものとする。

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額(但し、B種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

取得請求の方法

B種種類株式の取得請求をしようとする B種種類株主は、当社の定める取得請求書に、当該取得請求に係る B種種類株式の数その他必要事項を記載したうえ、上記 に記載する取得請求受付場所に提出しなければならない。

取得請求の効力発生

B種種類株式の取得の効力は、取得請求書が上記 に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生し、当社は、B種種類株式を取得し、当該取得請求をしたB種種類株主は、当社がそのB種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

普通株式の交付方法

当社は、B種種類株式の取得の効力発生後、当該取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(6) 金銭を対価とする取得請求権

金銭対価取得請求権

B種種類株主は、毎年7月1日から7月31日までの間に当社に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行った上で、その直後に到来する9月1日(以下「金銭対価取得請求日」という。)において、法令に従い、当社に対して、下記 に定める額の金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする(以下、「金銭対価取得請求」という。)。

当社は、当該金銭対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに、法令の許容する範囲内において、 当該B種種類株主に対して金銭を交付するものとする。

但し、B種種類株式及びその他の種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額の総額が、「取得請求限度額(下記 において定義される。)」又は法令の許容する額のいずれか低い金額を超える場合には、当社が取得すべきB種種類株式は、当該金銭対価取得請求日に金銭対価取得請求がなされたB種種類株式及び他の種類株式の株式数にそれぞれの種類株式の残余財産分配額を乗じた金額に応じた比例按分の方法により決定するものとし、かかる方法に従い取得されないことが決定したB種種類株式については、金銭対価取得請求がなされなかったものとみなす。

B種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

当社は、B種種類株式を取得するのと引換えに、B種種類株式1 株につき、B種種類株式1 株当たりのB種残余財産分配額(但し、B種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、B種期末配当金の額を当該金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日から当該金銭対価取得請求日までの日数(初日及び取得日を含む。)で日割計算した額(1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。)を加算した額の金銭を支払う。但し、金銭対価取得請求日の属する事業年度において、B種種類株主等に対してB種中間配当金が支払われているときは、その額を控除する。

また、B種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の総額は、「取得請求限度額(以下に定義される。)」を上限とし、かつ法令の許容する額の範囲内とする。

「取得請求限度額」は、当社の前事業年度末における分配可能額から、前事業年度に係る各種類株式の期末配当金の支払総額を控除した金額に70.0%を乗じた額とする。

取得請求受付場所

東京都中央区新富二丁目14番 4号

第一中央汽船株式会社

取得請求の方法

B 種種類株式の取得請求をしようとする B 種種類株主は、当社の定める取得請求書に、当該取得請求に係る B 種種類株式の数その他必要事項を記載したうえ、上記 に記載する取得請求受付場所に提出しなければならない。

取得請求の効力発生

B 種種類株式の取得の効力は、取得請求書が上記 に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

- (7) 譲渡制限
- B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。
- 6 C種種類株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 単元株式数は1,000株とする。
- (2) 議決権

株主総会の議決権

C種種類株式を有する株主(以下「C種種類株主」という。)は、株主総会において議決権を有しない。 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、C種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。また、当社が、C種種類株式の募集事項の決定又はその委任を行う場合においては、C種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(3) 剰余金の配当

C種期末配当金

当社は、剰余金の期末配当を行うときは、当該剰余金の期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録されたC種種類株主又はC種種類株式の登録株式質権者(C種種類株主と併せて以下「C種種類株主等」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(普通株主と併せて以下「普通株主等」という。)に先立ち、C種種類株式1株につき、C種種類株式1株当たりの下記(4) に定めるC種残余財産分配額(但し、C種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記 に定める配当年率(以下「C種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(以下「C種期末配当金」という。)の配当を行う。但し、当該基準日の属する事業年度においてC種種類株主等に対して下記 に定めるC種中間配当金を支払ったときは、その額を控除する。なお、C種期末配当金に、各C種種類株主等の保有に係るC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。C種優先配当年率

C種優先配当年率は、5.00%とする。

C 種中間配当金

非参加条項

当社は、剰余金の中間配当を行うときは、当該剰余金の中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された C 種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、 C 種種類株式 1 株につき、 C 種期末配当金の額の 2 分の 1 を上限とする金銭の剰余金(以下「C 種中間配当金」という。)の配当を行う。

C種種類株主等に対して、C種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当

又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に 規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

非累積条項

ある事業年度においてC種種類株主等に対して行う剰余金の配当の額がC種期末配当金の額に達しないとき、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

優先順位

A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式の剰余金の配当(累積未払D種優先配当金の配当を含む)の支払順位は、同順位とする。

(4) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、C種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、C種種類株式1株につき、500円(但し、C種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「C種残余財産分配額」という。)を支払う。なお、C種残余財産分配額に、各C種種類株主の保有に係るC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

非参加条項

C 種種類株主等に対して、上記 のほか、残余財産の分配は行わない。

優先順位

A 種種類株式、 B 種種類株式、 C 種種類株式及び D 種種類株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

(5) 金銭を対価とする取得請求権

金銭対価取得請求権

C種種類株主は、毎年7月1日から7月31日までの間に当社に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行った上で、その直後に到来する9月1日(以下「金銭対価取得請求日」という。)において、法令に従い、当社に対して、下記 に定める額の金銭の交付と引換えに、その有するC種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする(以下、「金銭対価取得請求」という。)。

当社は、当該金銭対価取得請求に係るC種種類株式の取得と引換えに、法令の許容する範囲内において、 当該C種種類株主に対して金銭を交付するものとする。

但し、C種種類株式及びその他の種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額の総額が、「取得請求限度額(下記 において定義される。)」又は法令の許容する額のいずれか低い金額を超える場合には、当社が取得すべき C 種種類株式は、当該金銭対価取得請求日に金銭対価取得請求がなされた C 種種類株式及び他の種類株式の株式数にそれぞれの種類株式の残余財産分配額を乗じた金額に応じた比例按分の方法により決定するものとし、かかる方法に従い取得されないことが決定した C 種種類株式については、金銭対価取得請求がなされなかったものとみなす。

C種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

当社は、C種種類株式を取得するのと引換えに、C種種類株式1 株につき、C種種類株式1 株当たりのC種残余財産分配額(但し、C種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、C種期末配当金の額を当該金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日から当該金銭対価取得請求日までの日数(初日及び取得日を含む。)で日割計算した額(1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。)を加算した額の金銭を支払う。但し、金銭対価取得請求日の属する事業年度において、C種種類株主等に対してC種中間配当金が支払われているときは、その額を控除する。

また、 C 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の総額は、「取得請求限度額(以下に定義される。)」を上限とし、かつ法令の許容する額の範囲内とする。

「取得請求限度額」は、当社の前事業年度末における分配可能額から、前事業年度に係る各種類株式の期末配当金の支払総額を控除した金額に70.0%を乗じた額とする。

取得請求受付場所

東京都中央区新富二丁目14番 4号

第一中央汽船株式会社

取得請求の方法

C 種種類株式の取得請求をしようとする C 種種類株主は、当社の定める取得請求書に、当該取得請求に係る C 種種類株式の数その他必要事項を記載したうえ、上記 に記載する取得請求受付場所に提出しなければならない。

取得請求の効力発生

C 種種類株式の取得の効力は、取得請求書が上記 に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(6) 譲渡制限

C種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 第一中央汽船株式会社(E04238) 有価証券報告書

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年2月6日	15,000,000	278,549,171	7,500	20,758	7,500	8,293
平成25年 6 月28日	16,400,000	294,949,171	8,200	28,958	8,200	16,493

(注) 1 平成25年2月5日開催の臨時株主総会において決議した、株式会社商船三井を割当先とする第三者割当によるA種種類株式の発行による増加であります。

発行価格 1 株につき1,000円 資本組入額 15,000,000,000円

(注) 2 平成25年6月27日開催の定時株主総会において決議した、第三者割当によるA種種類株式の発行による増加であります。

発行価格 1 株につき1,000円 資本組入額 16,400,000,000円

割当先 株式会社商船三井 15,000,000株

MI-DAS LINE S.A. 1,000,000株 GREEN SPANKER SHIPPING S.A. 200,000株 SOUTHERN ROUTE MARITIME S.A. 100,000株 SUN LANES SHIPPING S.A. 100,000株

(6) 【所有者別状況】

普通株式

平成26年3月31日現在

								1 13XZUT 3 1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	株式の状況(1単元の株式数1,000株)									
地:	政府及び 一		金融商品	その他の	外国法	法人等	個人	計	単元未満 株式の状況 (株)	
	地方公共 金融機関 団体	取引業者	法人	個人以外	個人	その他	(1本)			
株主数 (人)		23	51	154	75	18	13,845	14,166		
所有株式数 (単元)		40,478	6,186	124,040	8,821	172	82,962	262,659	890,171	
所有株式数 の割合(%)		15.41	2.36	47.21	3.36	0.07	31.59	100.00		

- (注) 1 自己株式7,524,007株は「個人その他」に7,524単元、「単元未満株式の状況」に7株含まれております。
 - 2 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ 4 単元および610株含まれております。

A 種種類株式

平成26年3月31日現在

		株式の状況(1単元の株式数1,000株)									
区分 政府及び 地方公共 金 団体			金融機関金融商品取引業者	その他の	外国法	去人等	個人	単元未満株式の状況 計(株)	株式の状況		
	並熙[茂]美] 	法人		個人以外	個人	その他	(1本)				
株主数 (人)				1	4			5			
所有株式数 (単元)				30,000	1,400			31,400			
所有株式数 の割合(%)				95.54	4.46			100.00			

(7) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社商船三井	東京都港区虎ノ門2丁目1番1号	98,774	33.49
新日鐵住金株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号	37,075	12.57
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	13,054	4.43
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	5,710	1.94
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(三井住友信託銀行 再信託分・株式会社三井住友銀 行退職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8 11	5,710	1.94
住友金属鉱山株式会社	東京都港区新橋 5 丁目11 3	5,352	1.81
BNP PARIBAS WEALTH MANAGEMENT SINGAPORE BRANCH (常任代理人 BNPパリバ証券株式 会社)	10 COLLYER QUAY, 35-01 OCEAN FINANCIAL CENTRE, SINGAPORE 049315 (東京都千代田区丸の内1丁目9 1 グラントウキョウノースタワー)	3,161	1.07
住友重機械工業株式会社	東京都品川区大崎2丁目1 1	2,479	0.84
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	2,319	0.79
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	1,926	0.65
計		175,562	59.53

- (注) 1 上記のほか当社所有の自己株式7,524千株(2.55%)があります。
 - 2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)名義5,710千株は、株式会社三井住友銀行が実質保有しております。

所有議決権数別

平成26年3月31日現在

		T13220-	<u> ト 3 月 31 日 現 1工</u>
氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する 所有議決権数 の割合(%)
株式会社商船三井	東京都港区虎ノ門2丁目1番1号	68,774	26.96
新日鐵住金株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号	37,075	14.53
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	13,054	5.12
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	5,710	2.24
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(三井住友信託銀行 再信託分・株式会社三井住友銀 行退職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8 11	5,710	2.24
住友金属鉱山株式会社	東京都港区新橋 5 丁目11 3	5,352	2.10
BNP PARIBAS WEALTH MANAGEMENT SINGAPORE BRANCH (常任代理人 BNPパリバ証券株式 会社)	10 COLLYER QUAY, 35-01 OCEAN FINANCIAL CENTRE, SINGAPORE 049315 (東京都千代田区丸の内1丁目9 1 グラントウキョウノースタワー)	3,161	1.24
住友重機械工業株式会社	東京都品川区大崎2丁目1 1	2,479	0.97
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	2,319	0.91
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	1,926	0.75
計		145,560	57.06

⁽注) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信 託口)名義5,710個は、株式会社三井住友銀行が実質保有しております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年3月31日現在

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u>平成20年3月31日現任</u> _
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種種類株式 31,400,000		(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,524,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 255,135,000	255,135	
単元未満株式	普通株式 890,171		
発行済株式総数	294,949,171		
総株主の議決権		255,135	

- - 2 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ4,000株(議決権4個)及び610株含まれております。
 - 3 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式7株が含まれております。

【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 第一中央汽船株式会社	東京都中央区新富 2丁目14番4号	7,524,000		7,524,000	2.55
計		7,524,000		7,524,000	2.55

(9) 【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条7号による普通株式の取得

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価格の総額(千円)		
当事業年度における取得自己株式	16,633	1,846		
当期間における取得自己株式	1,543	140		

(注) 当期間における取得自己株式には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

ET ()	当事業		当期間		
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式					
消却の処分を行った取得自己株式					
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式					
その他 ()					
保有自己株式数	7,524,007		7,525,550		

(注) 当期間における保有自己株式には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

利益配分につきましては、各事業年度の利益状況と将来の事業展開に備えた企業体質強化のために内部留保の充実 に留意しつつ、株主の皆様に継続的にかつ安定的利益還元を行うことを基本方針としており、当面、連結配当性向 20%程度の配当を目標とし総合的・長期的な還元策を実施していくこととしております。

しかしながら、当社は当事業年度におきまして当期純損失を計上することになり、また当面の厳しい経営環境を考慮したうえで、誠に遺憾ながら、当期末は配当を見送らせていただくことといたしました。

なお、当社は、会社法第454条5項に定める中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。これに基づき、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

普通株式

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期	
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	
最高(円)	334	319	167	147	144	
最低(円)	187	109	87	56	86	

⁽注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

A 種種類株式

当社A種種類株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年 1 月	2月	3月
最高(円)	123	125	124	122	109	98
最低(円)	102	110	112	107	89	86

⁽注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

A 種種類株式

当社A種種類株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (千株)
				昭和47年4月	大阪商船三井船舶(株)入社		
				平成12年6月	㈱商船三井執行役員定航部長		
				平成13年6月	同社執行役員経営企画部長		
				平成15年6月	同社常務執行役員		
				平成17年6月	┃ ┃ 同社専務執行役員		
代表取締役	社長執行		 昭和23年6月18日生	平成18年6月	同社取締役専務執行役員	(÷)2	普通株式
1048年入前1又	役員	来 即 寸 正 和	旧和23年0月10日主	平成19年6月	同社代表取締役副社長執行役員	(注)3	32
				平成22年6月	同社代表取締役副会長執行役員		
				平成24年4月	当社顧問		
				平成24年6月	株)商船三井代表取締役副会長執行		
					役員退任		
					当社代表取締役社長執行役員(現)		
				昭和51年4月	当社入社		
				平成11年6月	当社企画グループ長		
				平成12年8月	当社企画・財務グループ長		
代表取締役	専務執行		 昭和28年1月29日生	平成18年6月	当社取締役	(注)3	普通株式
104次4次約1又	役員		旧和20年 月29日王	平成19年6月	当社取締役退任	(Æ)3	51
					当社執行役員		
				平成21年6月	当社取締役常務執行役員		
				平成25年6月	当社代表取締役専務執行役員(現)		
			昭和50年4月	当社入社			
				平成11年6月	当社鉄鋼原料グループ長		
				平成12年8月	当社鉄原・エネルギー資源輸送グ ループ長		
取締役	常務執行 役員	小髙宏介	昭和27年7月25日生	平成15年8月	当社鉄原・タンカーグループ長	(注)3	普通株式
	1又貝			平成19年6月	当社執行役員		32
				平成22年6月	当社常任監査役(常勤)		
				平成25年6月	当社常任監査役退任		
					当社取締役常務執行役員(現)		
				昭和53年4月	ジャパンライン(株)入社		
				平成17年6月	㈱商船三井不定期船部部長代理		
				平成19年6月	商船三井近海㈱取締役		
FT 6 ☆ 4.7	常務執行	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	四和20年2日40日生	平成21年6月	同社取締役退任	(;+\o	普通株式
取締役	役員	渡 部 隆 己 	昭和30年3月19日生		株商船三井退職	(注)3	22
					当社理事		
				平成22年6月	当社執行役員		
				平成25年6月	当社取締役常務執行役員(現)		
				昭和56年2月	当社入社		
	常務執行			平成18年6月	 当社船舶グループ長		普通株式
取締役	役員	官野正弘	昭和31年7月1日生	平成23年6月	│ │ 当社執行役員	(注)3	17
				平成25年6月	 当社取締役常務執行役員(現)		
				昭和54年4月	当社入社		
当仁欧杰 尔				平成16年6月	ゴビベビ 当社内航グループ長		
常任監査役		 中 上 光 -	 昭和32年3月15日生	平成19年6月	当社不定期グループ長	 (注)4,5	普通株式
(常勤)		' - '		平成21年6月	当社中を続けれては	'-',-	17
, ,,				平成25年6月	当社#KIJI		
					ᆸᆿᄔᅲᄔᆓᆋᅜ(ᄶ <i>)</i>		

役名	職名		氏	名		生年月日		略歴	任期	所有株式数 (千株)	
							昭和54年4月	日本開発銀行(現㈱日本政策投資 銀行)入行			
							平成17年10月	日本政策投資銀行信用リスク管理 部参事役			
							平成18年1月	(株)テクノ・シーウェイズ総務部長			
監査役		+ 1			Ė	昭和30年12月9日生	平成19年5月	南海電気鉄道株式会社鉄道営業本 部統括部部長	(注)4		
监旦仅		т ,	古	和	R	昭和30年12月9日主	平成21年 1 月	同社経営政策室部長	(/±)4		
							平成23年6月	当社監査役(現)			
								平成23年7月	㈱日本政策投資銀行人事部参与		
						平成23年10月	㈱日陸管理部顧問				
							平成23年12月	同社常勤監査役(現)			
							平成24年6月	㈱日本政策投資銀行退行			
							昭和53年4月	大阪商船三井船舶(株)入社			
							平成16年 6 月	(株)商船三井財務部会計統括グルー			
								プリーダー			
卧木机		- .	呑	亩	+±4	昭和29年11月5日生	平成17年6月	MOL (ASIA) LTD. SEOUL SENIOR REPRESENTATIVE	(S±\4.5		
監直仅	監査役		īÕ	庚	伽	哈和29年11月3日生 	平成20年 6 月	日下部建設㈱取締役	(注)4,5 		
		(現)									
							平成25年6月	当社監査役(現)			
	•					·				普通株式	
1										l 171	

- (注) 1 監査役 土居和良並びに監査役 石橋廣樹は、社外監査役であります。
 - 2 当社は、取締役会における迅速な意思決定及び経営の監視・監督を強化するため、取締役の少人数化を実施するとともに、業務執行体制の強化のため、平成19年6月28日より執行役員制度を導入しております。執行役員(取締役兼務者を除く)は7名であります。
 - 3 取締役の任期は、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 - 4 監査役の任期は、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 - 5 任期満了前に退任した監査役の補欠として平成25年3月期に係る定時株主総会で選任されており、任期は定 款の定めにより退任監査役の任期満了の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、経営理念において「顧客のニーズを追求した付加価値の高いサービスを提供し、顧客とともに発展」し、「株主の期待に沿うべく、適正な利潤の確保と長期安定経営により企業価値の増大に努め」「倫理観をもって企業活動に邁進し、国際社会での信頼を築く」と同時に「船舶の安全運航を徹底し、地球環境の保全に努める」と謳い、企業の社会的責任を遂行しつつ適正利益を確保し、法令遵守、企業倫理並びに安全運航・環境保全に努めております。

企業統治の体制

イ.企業統治の体制の概要

当社は、公正な経営を維持することを主たる目的として次の経営システムを運営しております。

5名の取締役から成る取締役会は、原則、毎月1回開催され、法令で定められた事項のほか、当社の業務執行に関する基本方針を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しています。当社は平成19年に業務執行体制強化のため、「執行役員制度」を導入しました。執行役員は、取締役会で選任され、取締役会で決定した会社の方針や委任された業務の担当に従い、代表取締役から権限の委譲を受けたうえ、代表取締役の指揮監督に基づき、業務の執行にあたっています。業務執行については、取締役会規則及び社内規則により、業務分掌、権限規程を定めています。特に重要な事項については、経営会議及びその下部機関である予算・長期計画委員会、船隊整備委員会、財務対策委員会、システム委員会で慎重に審議しています。

また、当社は監査役会設置会社であり、監査役会は社外監査役2名を含む3名の監査役で構成されています。監査役は取締役の職務の執行を監査するため、取締役会や経営会議をはじめとする重要会議に出席するほか、代表取締役等との定期的な意見交換を通じ、監査上の重要課題に対する認識を深めるよう努めています。また、監査役は会計監査契約を締結している有限責任監査法人トーマツや、各部署から独立した内部監査部門である内部監査室との意見交換、決裁書の閲覧等により監査業務を行っています。

上記体制を採用することにより、当社の企業統治の体制については、有効に機能していると考えます。

口.企業統治に関する事項

内部統制については内部監査制度を設けており、内部監査室により業務執行の適正性についての内部監査を実施しております。また、海運市況、為替、金利、燃料油等の業務執行上のリスク及びコンプライアンス、情報セキュリティ、環境保全等に対するリスクの管理については、主管となる部署を定め、リスクに応じ、社内規則の制定、マニュアルの作成等により、リスクを管理する体制を整備しております。また、船隊の整備については、専門の委員会にて定期的に保有船、期間用船、保有貨物契約、市況などの分析を行い、重要な案件については、社内規則に則り、専門の委員会、経営会議、取締役会にて十分な討議のうえ実施の適否を決定するほか、経営に重大な影響を及ぼす海難事故、災害への対応については、事前の対策を含め、迅速な有事対応が可能な体制を整備しております。

内部監査及び監査役監査

当社の内部監査室は独立した機関であり、2名体制で当社の内部監査規則に基づき、業務決定の手続き、執行状況につき内部監査を実施し、その内容につき、定期的に社長、監査役に報告する体制を整備しており、監査役と緊密な連係を保ち、効率的な監査の実施に努めております。

また、監査役の職務の執行に関し補助が必要な場合、内部監査に従事する使用人に対し業務調査を指示できることとし、必要に応じ外部専門家を任用できる体制を整備しております。

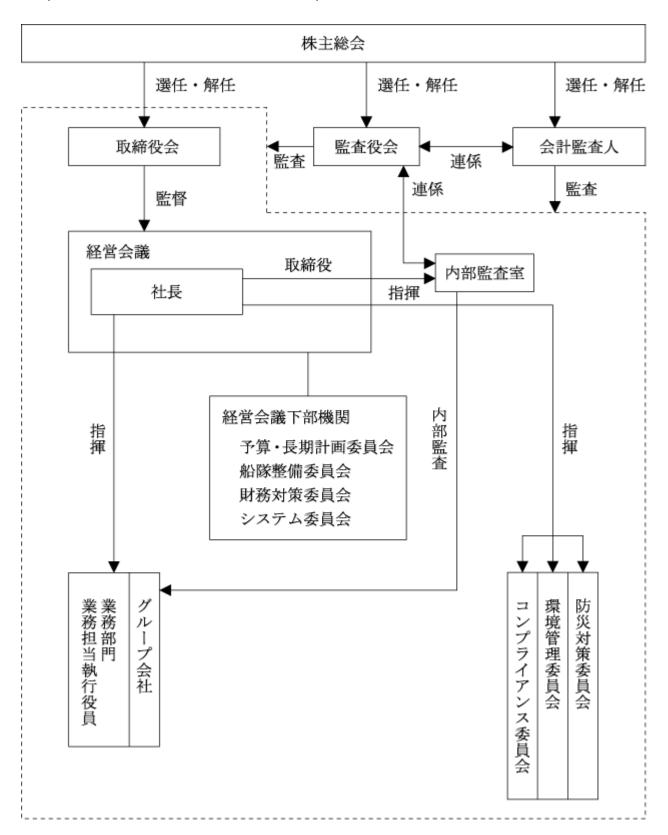
監査役は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、内部統制システム及びリスク評価等について説明を受け、 それに基づき、会計監査人の子会社往査、実地棚卸及び監査講評に立ち会うなど、緊密な連係を保ち、意見及び情報の交換を行い、効率的な監査の実施に努めております。

社外取締役及び社外監査役

当社におきましては社外監査役 2 名がおります。社外監査役 土居和良は、株式会社日本政策投資銀行における 長年の経験と、株式会社テクノ・シーウェイズ及び南海電気鉄道株式会社において会社管理に関する業務経験があ り、現在株式会社日陸の常勤監査役を勤めていることから、その財務及び会社管理に関する長年の経験と豊富な知 識を監査業務に活かすべく当社の社外監査役に選任しております。また、社外監査役 石橋廣樹は、株式会社商船 三井における経歴から、財務及び経理に関する幅広い知見を有しており、それを監査業務に活かすべく当社の社外 監査役に選任しております。なお、それぞれの社外監査役個人との利害関係はありません。

当社では、社外監査役の選任にあたっての独立性に関する基準又は方針は設けておりません。しかし、それぞれ 当社が関連会社である大株主もしくは取引先の出身で、会社経営や経理等の専門知識を幅広く有する社外監査役 が、会社経営の適正性について監査を行うことが、最善の業務執行、監査・監督体制であると考えております。

なお、当社は社外取締役を選任しておりませんが、前述のとおり業務執行者から独立した立場の監査役の過半数は、会社経営や経理等の専門知識を幅広く有する社外監査役であります。このような社外監査役が会社経営の適正性について監査を行うことが、最善の業務執行、監査・監督体制であるとの判断に基づき、上記体制を採用しており、当社の企業統治の体制については、有効に機能していると考えます。



役員報酬等

イ.提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

	報酬等の総額	\$)	対象となる		
役員区分 	(百万円)	基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	役員の員数 (名)
取締役 (社外取締役を除く。)	102	89			13	9
監査役 (社外監査役を除く。)	13	13				2
社外役員	5	5				2

口.提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等 連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

八.役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針 当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めておりません。

株式の保有状況

イ.保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 13銘柄 貸借対照表計上額の合計額 548百万円

口.保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友金属鉱山㈱	141,840	190	投資先との取引関係(収益もしくは財務 基盤)の維持強化及び拡大のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	49,265	185	II .
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	294,559	130	ıı .
新日鐵住金(株)	358,591	84	II .

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友金属鉱山㈱	141,840	183	投資先との取引関係(収益もしくは財務 基盤)の維持強化及び拡大のため
新日鐵住金㈱	358,591	101	II .

ハ.保有目的が純投資目的である投資株式 該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく会計監査について、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。

イ.業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員:桃木 秀一、藤井 淳一

口.会計監査業務に係る補助者の構成 公認会計士:7名、その他従事者:6名

取締役の選任の決議要件

当社の取締役は12名以内とする旨を定款で定めております。また、当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

取締役会の決議事項

当社は、株主への剰余金の配当の充実を図るため、会社法第454条第5項に定める毎年9月30日を基準日とした中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款で定めております。

また、当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

議決権制限株式

当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容(いわゆる議決権制限)について普通株式と異なる定めをした議決権のないA種種類株式を発行しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

E ()	前連結会	会計年度	当連結会計年度		
区分	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	
提出会社	31		32		
連結子会社					
計	31		32		

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数及び当社の規模等を勘案した上で決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。 以下「連結財務諸表規則」という。)及び昭和29年運輸省告示第431号「海運企業財務諸表準則」に基づいて作成 しております。

なお、当連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第3条2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)及び昭和29年運輸省告示第431号「海運企業財務諸表準則」に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)及び事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下のとおり連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構主催のセミナー等への参加を通じて、会計基準等の変更や改正等にも対応できるよう、取り組んでおります。

1 【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

		(単位:百万円)
	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成24年4月1日	(自 平成25年4月1日
	至 平成25年 3 月31日)	至 平成26年3月31日)
売上高	140,451	165,155
売上原価	1 153,907	1 167,115
売上総損失()	13,455	1,959
一般管理費	2 4,915	2 4,721
営業損失()	18,370	6,681
営業外収益		
受取利息	4	3
受取配当金	58	23
持分法による投資利益	86	53
為替差益	1,093	940
その他営業外収益	253	98
営業外収益合計	1,494	1,120
営業外費用		.,
支払利息	1,117	2,046
金利スワップ評価損	-	183
その他営業外費用	570	793
営業外費用合計	1,687	3,023
経常損失()	18,563	8,584
特別利益	4.050	4.050
固定資産売却益	з 1,956	3 1,959
投資有価証券売却益	721	367
用船契約解約金	59	47
造船契約譲渡益	892	-
特別修繕引当金戻入額	391	57
内航船舶建造権売却益	<u>-</u>	66
特別利益合計	4,020	2,498
特別損失		
固定資産売却損	1	-
減損損失	4 5,659	4 1,001
訴訟損失引当金繰入額	-	6,034
投資有価証券売却損	78	-
投資有価証券評価損	83	-
用船契約解約金	6,174	1,821
造船契約解約損	5,279	-
関係会社整理損		22
特別損失合計	17,275	8,879
税金等調整前当期純損失()	31,819	14,965
法人税、住民税及び事業税	288	360
法人税等調整額	220	
		28
法人税等合計	67	389
少数株主損益調整前当期純損失()	31,886	15,354
少数株主利益	96	74
当期純損失()	31,983	15,429

【連結包括利益計算書】

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
少数株主損益調整前当期純損失()	31,886	15,354
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	457	127
繰延へッジ損益	2,410	537
為替換算調整勘定	77	23
持分法適用会社に対する持分相当額	63	99
その他の包括利益合計	1 2,093	1 484
包括利益	29,793	14,870
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	29,907	14,939
少数株主に係る包括利益	113	69

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

				`		
		株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	13,258	795	20,454	4,703	29,804	
当期変動額						
新株の発行	7,500	7,500			15,000	
当期純損失()			31,983		31,983	
自己株式の取得				0	0	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	7,500	7,500	31,983	0	16,984	
当期末残高	20,758	8,295	11,529	4,704	12,820	

		その他の包括	 舌利益累計額			
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	少数株主持分	純資産合計
当期首残高	720	2,526	1,838	3,643	896	27,056
当期変動額						
新株の発行						15,000
当期純損失()						31,983
自己株式の取得						0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	474	2,410	139	2,075	109	2,184
当期変動額合計	474	2,410	139	2,075	109	14,799
当期末残高	246	116	1,698	1,568	1,005	12,257

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

		株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	20,758	8,295	11,529	4,704	12,820	
当期変動額						
新株の発行	8,200	8,200			16,400	
当期純損失()			15,429		15,429	
自己株式の取得				1	1	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	8,200	8,200	15,429	1	968	
当期末残高	28,958	16,495	26,958	4,706	13,788	

		その他の包括				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	少数株主持分	純資産合計
当期首残高	246	116	1,698	1,568	1,005	12,257
当期変動額						
新株の発行						16,400
当期純損失()						15,429
自己株式の取得						1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	122	537	75	489	65	555
当期変動額合計	122	537	75	489	65	1,523
当期末残高	123	420	1,623	1,078	1,071	13,781

【連結貸借対照表】

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成26年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,193	20,598
受取手形及び営業未収金	5 11,262	10,434
有価証券	15	15
貯蔵品	9,033	7,994
繰延及び前払費用	3,342	3,821
代理店債権	2,512	2,483
未収入金	811	542
繰延税金資産	38	41
その他流動資産	3,644	5,402
貸倒引当金	45	44
流動資産合計	45,808	51,29°
固定資産		
有形固定資産		
船舶(純額)	з 77,723	з 98,17
建物及び構築物(純額)	187	178
機械装置及び運搬具(純額)	207	334
器具及び備品(純額)	80	69
土地	356	35
建設仮勘定	10,348	4,39
有形固定資産合計	1 88,904	1 103,50
無形固定資産		
ソフトウエア	81	42
その他無形固定資産	8	
無形固定資産合計	89	5
投資その他の資産		
投資有価証券	2, 3 1,827	2 1,453
長期貸付金	68	5
長期前払費用	309	209
長期前払用船料	-	2,95
退職給付に係る資産	-	
繰延税金資産	135	129
その他長期資産	2,129	98
貸倒引当金	42	42
投資その他の資産合計	4,427	5,73
固定資産合計	93,421	109,289
資産合計	139,229	160,580

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成26年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	11,119	11,916
1年内償還予定の社債	-	310
短期借入金	з 27,255	3 31,252
未払法人税等	196	234
繰延税金負債	191	601
未払費用	197	261
前受金	1,239	1,698
賞与引当金	216	212
その他流動負債	7,879	4,007
流動負債合計	48,295	50,493
固定負債		
社債	5,290	4,980
長期借入金	з 64,613	з 78,272
リース債務	2,919	2,665
繰延税金負債	1,271	816
退職給付引当金	1,345	-
役員退職慰労引当金	76	22
特別修繕引当金	1,176	1,530
訴訟損失引当金	-	5,763
退職給付に係る負債	-	1,142
その他固定負債	1,984	1,111
固定負債合計	78,676	96,305
負債合計	126,971	146,799
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,758	28,958
資本剰余金	8,295	16,495
利益剰余金	11,529	26,958
自己株式	4,704	4,706
株主資本合計	12,820	13,788
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	246	123
繰延ヘッジ損益	116	420
為替換算調整勘定	1,698	1,623
その他の包括利益累計額合計	1,568	1,078
少数株主持分	1,005	1,071
純資産合計	12,257	13,781
負債純資産合計	139,229	160,580

【連結キャッシュ・フロー計算書】

	 前連結会計年度	(単位:百万円) 当連結会計年度
	前建編云訂千度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		,
税金等調整前当期純損失()	31,819	14,965
減価償却費	6,336	6,893
減損損失	5,659	1,001
受取利息及び受取配当金	62	27
支払利息	1,117	2,046
為替差損益(は益)	85	643
持分法による投資損益(は益)	71	41
金利スワップ評価損益(は益)	-	183
固定資産売却損益(は益)	1,955	1,959
投資有価証券売却損益(は益)	642	367
訴訟損失引当金繰入額	-	6,034
用船契約解約金	-	77
造船契約譲渡益	892	-
造船契約解約損	5,279	
関係会社整理損	-	22
売上債権の増減額(は増加)	787	830
貯蔵品の増減額(は増加)	1,318	1,042
繰延及び前払費用の増減額(は増加)	532	487
長期前払用船料の増減額(は増加)	-	2,952
代理店債権の増減額(は増加)	552	44
未収入金の増減額(は増加)	300	259
立替金の増減額 (は増加)	36	117
前渡金の増減額(は増加)	356	303
仕入債務の増減額(は減少)	1,646	790
未払金の増減額(は減少)	4,866	4,759
前受金の増減額(は減少)	479	464
預り金の増減額(は減少)	484	34
退職給付引当金の増減額(は減少)	152	
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	93	54
特別修繕引当金の増減額(は減少)	165	347
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	202
その他	40	508
小計	14,087	7,388
利息及び配当金の受取額	112	2
利息の支払額	1,128	1,920
法人税等の支払額	355	314
法人税等の還付額	27	15
訴訟関連損失の支払額	-	270
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,430	9,85
投資活動によるキャッシュ・フロー		, = =
定期預金の純増減額(は増加)	399	120
有形固定資産の取得による支出	26,154	21,22
有形固定資産の売却による収入	12,157	3,88
投資有価証券の売却による収入	2,608	71;
造船契約の地位譲渡による収入	4,059	
その他	16	189
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,913	16,313

		(¥ /
		(単位:百万円)
	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成24年4月1日	(自 平成25年4月1日
	至 平成25年3月31日)	至 平成26年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,617	465
長期借入れによる収入	24,947	25,766
長期借入金の返済による支出	16,873	10,964
社債の発行による収入	5,290	-
株式の発行による収入	14,945	16,340
自己株式の取得による支出	0	1
少数株主への配当金の支払額	4	4
その他	179	252
財務活動によるキャッシュ・フロー	29,742	31,349
現金及び現金同等物に係る換算差額	24	341
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	7,373	5,525
現金及び現金同等物の期首残高	7,599	14,973
現金及び現金同等物の期末残高	14,973	20,498

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、不定期船航路を中心とする海上運送事業を行っており、当社を中心として国外及び国内の輸送事業を展開しておりますが、大型船型を中心に外航海運市況が回復傾向にあるものの、平成20年から続く欧州危機、中国の経済成長の鈍化及び大量の新造船の竣工による船腹量の増加により、海運市況の低迷の長期化が継続したことから、前連結会計年度に続き、当連結会計年度におきましても66億81百万円の営業損失及び85億84百万円の経常損失を計上いたしました。さらに平成22年より係争しておりました「オーシャン・ビクトリー」号の全損に係わる訴訟案件について、英国高等法院の第一審判決言い渡しが平成25年7月30日(現地時間)にあり、当社の主張が認められなかったことから、訴訟損失引当金繰入額として60億34百万円計上した結果、154億29百万円の当期純損失となりました。また、営業活動によるキャッシュ・フローにつきましても98億51百万円のマイナスとなりました。そのため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

そこで、当社グループは、このような事象又は状況を解消又は改善すべく、平成24年11月に発表した中期経営計画の目標を受け継ぐ新たな中期経営計画を本年3月に策定し、次のとおり現在順次取り進めております。また、第一審判決のあった訴訟案件につきましても、今後の控訴審において本判決の不当性を主張し、徹底的に争っていく方針です。

なお、当連結会計年度末において当社グループに係る借入約定における財務制限条項に抵触する事態も発生しておりますが、当該事象に係る設備借入金421億99百万円について、本年4月25日付にて当該主要金融機関との間で当該財務制限条項の修正に合意しており、現在では当該財務制限条項への抵触は回避されております。当該借入契約を含む借入契約に関する財務制限条項の詳細は、「(追加情報) 財務制限条項」に記載しております。

(1) さらなる資本増強のための施策

海運市況は回復傾向にあるものの、その回復基調は緩やかなものに留まっており、関係取引先との間での円滑な取引を継続するためには、資本性のある資金調達をさらに実施することで自己資本の一層の増強を行い、海運市況が低迷するリスクに加えて、「オーシャン・ビクトリー」号の訴訟リスクが実現した場合においても安定的な経営基盤を維持できる企業体力の確保を行うことが不可欠であると判断いたしました。そこで、当社は本年3月27日開催の取締役会において、第三者割当により総額85億円のD種種類株式の発行を行うことを決議し、本年6月27日開催の定時株主総会に同種類株式の発行に係る議案を決議いたしました。当該種類株式の発行の詳細は、「(重要な後発事象)」に記載しております。

(2) 市況リスクの低減のための施策

用船契約の解約等による船隊の縮小

小型船型へシフトウェイト及び中長期の貨物契約、貸船契約獲得による市況リスクの低減

大型船型の外航海運市況並びに中古船の売買市況が回復した局面では、市況リスクの低減を図るべく、新規の中長期貸船契約の成約により収入の固定化を一部実施したほか、今後も用船契約の解約等を検討してまいります。

(3) コスト削減策の強化及び継続

減速運航の強化による燃料消費量削減の継続

一般管理費削減の継続

船用品・潤滑油等の船費の削減の継続

港費等の運航費削減の継続

(4) 事業再編

当社グループは、グループ各社の事業内容の見直しを図り、中期経営計画における具体的施策の一環として、近海部門の整理及び再編を検討し、その結果、吸収分割により当社グループが行う近海不定期船事業を第一中央近海株式会社に集約することで、近海不定期船事業の専門性をより高め、効率的で機動的な運営ができるものと判断し、平成26年2月21日開催の取締役会において、平成26年4月1日を効力発生日として、当社の近海不定期船事業を当社の完全子会社である第一中央近海株式会社に承継することを決議し、平成26年2月21日、同社との間で吸収分割契約を締結いたしました。

(5) 訴訟案件への対応

先に述べましたように、「オーシャン・ビクトリー」号の全損に係わる訴訟案件について、当社といたしましては、英国高等法院第一審判決において当社の主張が認められなかったことは誠に遺憾であり、今後の控訴審において本判決の不当性を主張し、徹底的に争っていく所存であります。なお、最終的に当社に責任があるとの判断がなされる場合には、航海用船契約に基づき、関係先に求償をしていく所存であります。当該訴訟案件の詳細は「(連結貸借対照表関係) 4 偶発債務等 (2)訴訟事件」に記載しております。

しかしながら、これらの対応策は順次取り進めておりますが、船腹量の適正規模への修正の途上であり、長期化していた海運市況の低迷による影響を受け、収益の改善には未だ至っておらず、現時点においても継続企業の前提に関し重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を 連結財務諸表には反映しておりません。 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1 連結の範囲に関する事項
- (1)連結子会社の数 26社

主要な連結子会社名

「第1 企業の概況、4関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

このうち、当連結会計年度中に新規に設立しましたTsukuba Shipping S.A.を連結の範囲に含めております。また、当連結会計年度中に、連結子会社であるCrane Maritime Co., S.A.は清算結了したため、連結の範囲から除外しております。

(2)主要な非連結子会社名

第一中央商事株式会社

Daiichi Chuo Shipping(America) Inc.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数 6社

主要な会社等の名称

第一中央商事株式会社、Daiichi Chuo Shipping(America) Inc.

なお、従来、持分法適用非連結子会社に含めておりましたApollo Lines Ltd.は、清算結了したため、持分法の適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用した関連会社数 5社

会社等の名称

Maranaw Luzon Shipping Co., Inc.

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

非連結子会社

八戸船舶株式会社

関連会社

Westralian Bulk Charter Services Pty Ltd.

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社7社の決算日は12月31日であり、これらの各社については12月31日現在の財務諸表を使用しておりますが、連結決算日までの間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの:

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの:

移動平均法による原価法

貯蔵品

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

デリバティブ取引

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

船舶については、主として定額法を採用しておりますが、一部の船舶について定率法を採用しております。

また、船舶以外の有形固定資産については、主として定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

船舶 5年~20年

建物及び構築物 3年~50年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

當与引当金

従業員及び執行役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

なお、当連結会計年度は計上しておりません。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規により算出した当連結会計年度末における要支給額に基づき計上しております。

特別修繕引当金

船舶の定期検査による修繕費の支出に備えるため、前回の定期検査の修繕費の実績等に基づいて計上しております。

訴訟損失引当金

訴訟による損害賠償の支出に備えるため、その経過等の状況に基づき負担見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額 を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

収益及び費用の計上基準は、外航就航船については航海の経過日数に基づいて収益及び費用を計上する航海日割 基準を、内航就航船については貨物の積切時に収益及び費用を計上する貨物積切基準を採用しております。

(6) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用の円貨への換算は、決算日の直物為替相場により円貨に換 算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップに係る特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段:デリバティブ取引(金利スワップ取引及び為替予約取引)

ヘッジ対象:借入金の支払利息の一部に対し金利スワップ取引を、外貨建予定取引等に対し為替予約取引を行っております。

ヘッジ方針

金利及び為替の相場変動による損失の可能性を減殺することを目的としております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の 変動額等を基礎に判定しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

船舶建造借入金の支払利息の計上方法

船舶建造借入金の建造期間にかかる支払利息については、取得価額に算入しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において表示していた「退職給付引当金」は「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)の適用に伴い、当連結会計年度より、「退職給付に係る負債」として表示しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、表示の組替えは行っておりません。

(追加情報)

財務制限条項

当社及び当社の連結子会社は、設備資金調達並びに運転資金調達のため借入契約(借入金のうち421億99百万円)及びコミットメントライン契約(契約総額50億円、借入未実行)を締結しております。当該契約には財務制限条項があり、その内容は次のとおりであります。これらの条項に抵触した場合、当該債務の一括返済を求められる可能性があります。

(設備資金調達)

- (1) (株)三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約(借入残高143億86百万円)のうち、借入残高64億38百万円に係る財務制限条項
 - 平成25年3月期末日以降(当該事業年度末日を含む)、各事業年度末日における連結損益計算書及び当社の単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続してマイナスにしないこと。
- (2) (株)三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約(借入残高143億86百万円)のうち、借入残高79億47百万円に係る財務制限条項

平成25年3月期末日以降(当該事業年度末日を含む)、各事業年度末日における連結貸借対照表及び当社の 単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

平成26年3月期末日以降(当該事業年度末日を含む)、各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を159億円以上に維持すること。

平成26年3月期第2四半期会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を153億円以上に、平成27年3月期第2四半期会計期間末日以降(当該会計期間末日を含む。)、各第2四半期会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を159億円以上に維持すること。

- (3) ㈱三井住友銀行との借入契約(借入残高172億43百万円)に係る財務制限条項
 - 2013年3月期以降各年3月期における連結損益計算書及び当社の単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続してマイナスにしないこと。
 - 2014年3月期以降各年3月期における連結純資産の部の金額を159億円以上に維持すること。
- (4) 三井住友信託銀行㈱をアレンジャーとするシンジケートローン契約(借入残高105億69百万円)のうち、借入 残高35億23百万円に係る財務制限条項
 - 当社は2014年3月期第2四半期末における連結純資産の部の金額を153億円以上に、2014年3月期以降、各第2四半期末及び本決算期末における連結純資産の部の金額を159億円以上に維持するものとする。
- (5) 三井住友信託銀行㈱をアレンジャーとするシンジケートローン契約(借入残高105億69百万円)のうち、借入 残高70億46百万円に係る財務制限条項
 - 当社は2014年3月期以降、各第2四半期末及び本決算期末における連結純資産の部の金額を159億円以上に維持するものとする。

なお、当社は、当期末において借入約定における財務制限条項に抵触する事態も発生しておりますが、平成26年4月25日付にて当該主要金融機関との間で当該財務制限条項の修正を合意しており、現在では当該財務制限条項への抵触は回避されております。

当該財務制限条項の修正後の内容は次のとおりであります。

(1) ㈱三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約(借入残高143億86百万円)のうち、借入残高 64億38百万円に係る財務制限条項

平成26年3月期末日以降(当該事業年度末日を含む)、各事業年度末日における連結損益計算書及び当社の単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続してマイナスにしないこと。

(2) (株)三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約 (借入残高143億86百万円) のうち、借入残高79億47百万円に係る財務制限条項

平成26年3月期末日以降(当該事業年度末日を含む)、各事業年度末日における連結損益計算書及び当社の 単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

平成27年3月期末日以降(当該事業年度末日を含む)、各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を159億円以上に維持すること。

平成26年3月期第2四半期会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を153億円以上に、平成27年3月期第2四半期会計期間末日以降(当該会計期間末日を含む。)、各第2四半期会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を159億円以上に維持すること。

(3) ㈱三井住友銀行との借入契約(借入残高172億43百万円)に係る財務制限条項

2014年3月期以降各年3月期における連結損益計算書及び当社の単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続してマイナスにしないこと。

2015年3月期以降各年3月期における連結純資産の部の金額を159億円以上に維持すること。

(4) 三井住友信託銀行㈱をアレンジャーとするシンジケートローン契約(借入残高105億69百万円)に係る財務制限条項

当社は2015年3月期以降、各第2四半期末及び本決算期末における連結純資産の部の金額を159億円以上に維持するものとする。

(運転資金調達)

(株)三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケーション方式によるコミットメントライン契約(コミットメント総額50億円、借入未実行)に係る財務制限条項

平成26年3月期末において、連結貸借対照表における純資産の部の合計を153億円以上に維持すること。

平成27年3月期第1四半期会計期間末日において、連結貸借対照表における純資産の部の合計を150億円以上に維持すること。

当該契約においても財務制限条項の に抵触しておりますが、平成26年4月25日付にて当該主要金融機関より期限の利益喪失請求権についてはこれを行使しない旨の同意を得ており、財務制限条項の抵触を理由に期限の利益を喪失することはありません。

(連結損益計算書関係)

1 売上原価に含まれる引当金繰入額の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
賞与引当金繰入額	76百万円	84百万円
退職給付費用	60 "	49 "
特別修繕引当金繰入額	482 "	573 "

2 一般管理費のうち主要なものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
役員報酬	550百万円	449百万円
従業員給与	2,213 "	2,143 "
賞与引当金繰入額	139 "	128 "
退職給付費用	16 "	8 "
福利厚生費	510 "	517 "

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
船舶	1,956百万円	

4 減損損失

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 当社グループは、次の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産グループ及び減損損失の金額

資産グループ		用途	減損損失の金額	その他
船舶		外航海運業	4,771百万円	6隻
売却予定資産	船舶	外航海運業	771百万円	2隻
遊休資産	建物及び構築物 器具及び備品 土地	福利厚生施設	116百万円	群馬県利根郡 みなかみ町

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

(船舶)

現下の低迷した外航海運及び売船市況により収益性の低下が認められた資産について、帳簿価額のうち回収可 能価額を超過した額を減損損失として特別損失に計上しております。

(売却予定資産及び遊休資産)

正味売却価額が帳簿価額を下回った売却予定資産及び遊休資産について、帳簿価額のうち回収可能価額を超過した額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社は、各船舶について(特殊仕様船舶については管理会計上の区分にて)、それぞれ独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングしております。船舶以外の資産については共用資産としております。また、売却予定資産及び遊休資産については、個別物件をグルーピングの最小単位としております。

(4) 回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額とし、売却予定価格から仲介手数料及び諸経費を差し引いた金額により算定しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 当社グループは、次の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産グループ及び減損損失の金額

資産グループ	種類	用途	減損損失の金額	その他
売却予定資産	建設仮勘定	外航海運業	1,001百万円	建造中の船舶1隻

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

(売却予定資産)

正味売却価額が帳簿価額を下回った資産について、帳簿価額のうち回収可能価額を超過した額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社は、各船舶について(特殊仕様船舶については管理会計上の区分にて)、それぞれ独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングしております。船舶以外の資産については共用資産としております。また、売却予定資産及び遊休資産については、個別物件をグルーピングの最小単位としております。

(4) 回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額とし、売却予定価格から仲介手数料及び諸経費を差し引いた金額により算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	(自 至	前連結会計年度 平成24年4月1日 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期発生額		26百万円	195百万円
組替調整額		675 "	367 "
		702百万円	171百万円
税効果額		244 "	43 "
その他有価証券評価差額金		457百万円	127百万円
繰延へッジ損益			
当期発生額		3,431百万円	1,134百万円
組替調整額		400 "	465 "
資産の取得原価調整額		192 "	1,089 "
		2,839百万円	511百万円
税効果額		428 "	26 "
繰延へッジ損益		2,410百万円	537百万円
当期発生額		77百万円	23百万円
為替換算調整勘定 		77百万円	23百万円
持分法適用会社に対する持分相当額			
当期発生額		38百万円	74百万円
組替調整額		24 "	24 "
- 持分法適用会社に対する持分相当額		63百万円	99百万円
その他の包括利益合計		2,093百万円	484百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	263,549,171			263,549,171
A種種類株式(株)		15,000,000		15,000,000

(変動事由の概要)

A 種種類株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。 第三者割当による発行 15,000,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,497,532	9,842		7,507,374

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。 単元未満株式の買取りによる増加 9,842株

- 3 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	263,549,171			263,549,171
A 種種類株式(株)	15,000,000	16,400,000		31,400,000

(変動事由の概要)

A 種種類株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。 第三者割当による発行 16,400,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,507,374	16,633		7,524,007

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。 単元未満株式の買取りによる増加 16,633株

- 3 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	52,752百万円	56,151百万円

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
投資有価証券(株式)	497百万円	642百万円

3 担保に供されている資産及び担保に係る債務

担保(譲渡担保等を含む)に供されている資産及び担保に係る債務は次のとおりであります。

担保(譲渡担保等)に供されている資産

	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成26年 3 月31日)
船舶	74,057百万円	94,486百万円
投資有価証券	665 "	
計	74,723百万円	94,486百万円

上記船舶のほかに、当社グループが保有する船舶が従事する輸送契約にかかる債権を譲渡担保として提供しており、かつ同専用船に係る用船料の入金口座の一部198百万円が質権設定されております。

担保に係る債務

1		
	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
短期借入金	6,848百万円	11,033百万円
長期借入金	59,466 "	70,213 "
計	66,314百万円	

なお、上記投資有価証券は、現金担保付投資有価証券貸借取引により差し入れた有価証券であり、当該投資有価証券に係る短期借入金の額は次のとおりであります。

	0, , (0, , 0, , 0
前連結会計年度	当連結会計年度
(平成25年3月31日)	(平成26年3月31日)
567百万円	

4 偶発債務等

(1)保証債務等

他の債務者の金融機関等からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当連結会計年度 (平成26年3月31日)
Westralian Bulk Charter Services Pty Ltd.	712百万円	Westralian Bulk Charter Services Pty Ltd.	494百万円
従業員持家制度	196 "	従業員持家制度	148 "
計	908百万円		642百万円

上記の他に、外航海運市況の悪化に伴い、船舶の共有先であるYuying Maritime Co.,S.Aとの合意に基づき、借入金の一部1,283百万円につき負担する可能性があります。

当連結会計年度 (平成26年3月31日)

当社は、荷主との間で締結した航海用船契約(貨物輸送契約)によって委託を受けた鉄鉱石の海上運送のため、中国北京市のChina National Chartering Co.Ltd.社(当時の社名China National Chartering Corp.社、以下、「船主」という)から一航海限りで定期用船した貨物船「オーシャン・ビクトリー」号が、平成18年10月24日、荷揚港の鹿島港外にて座礁、その後、平成18年12月27日に全損になったことに伴い、船主が、定期用船者である当社に対して、定期用船契約で定められた、安全港、安全岸壁提供に関する不履行があると主張し、平成22年6月21日付けで英国高等法院に、同船の全損に係わる損害賠償請求訴訟(米貨約1億42百万ドル、並びに金利及び訴訟費用)を提起しておりましたが、第一審判決が平成25年7月30日(現地時間)にあり、本訴訟において当社の主張が認められず、船主に対する損害賠償金1億37百万ドル(141億66百万円)及びこれに対する金利28百万ドル(29億82百万円)並びに訴訟費用の支払いを命じる判決が出されました。

これに対し、当社は英国控訴院に控訴し、今後の控訴審においては、改めて当社の主張の正当性を訴えると共に、本判決の不当性を主張し、徹底的に争っていく所存でありますが、当連結会計年度末において、訴訟損失引当金として57億63百万円を計上しております。なお、第一審判決に基づき、訴訟費用の一部2億71百万円を支払っております。

当社は、船主より損害賠償請求相当額の支払い保証の提供を求められたため、平成20年2月4日に、すでに、銀行発行のスタンバイ信用状(Stand-by Letter of Credit)を船主宛に提出しております。

また、最終的に当社に何らかの責任があるとの判断がなされる場合には、航海用船契約に基づき関係先に対し求償していく所存であります。

5 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成26年 3 月31日)
受取手形	10百万円	

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金勘定	15,193百万円	20,598百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	220 "	100 "
現金及び現金同等物	14,973百万円	20,498百万円
重要な非資金取引の内容は、次の	のとおりであります。	

前連結会計年度 当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 (自 平成25年4月1日 至 平成25年3月31日) 至 平成26年3月31日)

船舶の取得及びこれに伴い承継し た債務の額

1,784百万円

(リース取引関係)

1.ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

外航海運業における船舶及び機械装置であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

自己所有の有形固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

2.オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
一年以内	2,462百万円	2,595百万円
一年超	12,643 "	9,966 "
合計		 12,562百万円

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 重要性が乏しいため、記載を省略しております。 (金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用としましては、主たる事業である海運業から生じた余剰資金を、船舶等の設備投資計画に伴う資金需要が生じる時期に合わせて、安全性の高い比較的短期に償還期限を迎える債券及び定期預金等の金融資産で運用する方針であります。

一方、資金調達方針といたしましては、設備投資に対し、前述のとおり余剰資金を充てるほか、設備投資計画に応じた銀行からの借入れにより資金調達しております。また、運転資金につきましては、主に銀行借入及び社債の発行によっております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形及び営業未収金等の営業債権は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に運送契約の相手先である大手の鉄鋼会社、総合商社及び電力会社等に対する債権であります。また、当社グループは主に外航海運業を展開していることから生じる外貨建ての営業債権については、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に資本上または業務上関係を有する取引先企業の株式であります。また、長期貸付金は、出資先企業または当社グループの従業員に対し行っております。

営業未払金等の営業債務のうち外貨建ての営業債務については、営業債権と同様に、為替の変動リスクに晒されております。短期借入金及び社債は、運転資金調達に対するものであり、また長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務については、主に船舶に係る設備投資に対するものであり、設定された借入比率又は与信枠に基づき、大手金融機関より資金調達を行っておりますが、これらのうち一部の借入金は変動金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引といたしましては、予算に基づいた想定される米ドル建ての経常的収益、当社グループ各社の船舶等の設備取得に係る債務の履行等に対する為替の変動リスクのヘッジを目的とした為替予約取引等、また船舶等設備投資に対応する一部の借入金に係る変動金利の変動リスクのヘッジを目的とした金利スワップ等を実行しております。なお、ヘッジの有効性の評価は、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎に判定しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループでは、主に大手の鉄鋼会社、総合商社及び電力会社等を中心に営業を展開しておりますが、新規の取引先については、営業各部門にて、外部調査機関等からの情報に基づき、その取引先の財務状況の健全性等を調査することにより、取引先に対する契約不履行等に係るリスクの低減を図っております。また、営業債権については、経理部門により定期的に社内報告を行い、未回収の営業債権の早期回収を図っております。

デリバティブ取引につきましては、大手金融機関のみを取引相手としており、信用リスクの減殺に努めております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループが保有する投資有価証券は主に取引先企業の株式であり、主管部署である財務部門にて定期的に時価を把握しておりますが、短期的な売買差益の獲得を保有目的としてはおりません。

また、当社グループでは、為替の変動リスク及び金利の変動リスクに対して、為替予約取引及び金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行うことにより、それぞれの変動リスクの抑制に努めております。当社グループは、デリバティブ取引を行うにあたり、投機目的のためにこれらの取引を利用しない方針であり、取引の目的、対象となる取引の内容、主管部署等を定めた先物取引規則に基づき、職務権限規定に従った社内決裁を経たうえで取引を行うこととしております。取引実績につきましては、主管部署が契約状況、実績及び時価評価等の管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

主管部署である財務部門が、予算及び中期経営計画に基づいて作成する資金計画表を、毎月の資金繰実績や今後 予定されている資産の売却及び借入金の償還等と照合、随時更新することにより手許流動資金を管理しているほか、主要金融機関とコミットメントライン契約を締結し、資金調達に係るリスクの低減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注2)を参照ください。)

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,193	15,193	
(2) 受取手形及び営業未収金	11,262		
貸倒引当金(1)	45		
	11,216	11,216	
(3) 代理店債権	2,512	2,512	
(4) 未収入金	811	811	
(5) 有価証券及び投資有価証券	1,075	1,075	
(6) 長期貸付金	86	87	0
(7) 営業未払金	(11,119)	(11,119)	
(8) 短期借入金	(19,724)	(19,724)	
(9) 未払法人税等	(196)	(196)	
(10) 社債	(5,290)	(5,290)	
(11) 長期借入金	(72,144)	(71,321)	823
(12) リース債務	(3,172)	(3,139)	32
(13) デリバティブ取引(3)	458	458	

- 1) 受取手形及び営業未収金に計上している貸倒引当金を控除しております。
- (2) 負債に計上されているものについては、()で示しております。
- (3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	20,598	20,598	
(2) 受取手形及び営業未収金	10,434		
貸倒引当金(1)	44		
	10,390	10,390	
(3) 代理店債権	2,483	2,483	
(4) 未収入金	542	542	
(5) 有価証券及び投資有価証券	557	557	
(6) 長期貸付金	69	69	0
(7) 営業未払金	(11,916)	(11,916)	
(8) 短期借入金	(20,194)	(20,194)	
(9) 未払法人税等	(234)	(234)	
(10) 社債	(5,290)	(5,290)	0
(11) 長期借入金	(89,330)	(88,134)	1,195
(12) リース債務	(2,919)	(2,855)	64
(13) デリバティブ取引(3)	786	786	

- (1) 受取手形及び営業未収金に計上している貸倒引当金を控除しております。
- (2) 負債に計上されているものについては、()で示しております。
- (3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び営業未収金、(3) 代理店債権、並びに(4) 未収入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。 また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付けを行った場合に想定される利率で割り引いて 算定する方法によっております。なお、「長期貸付金」には、連結貸借対照表上、流動資産に含まれる1年内返 済予定の長期貸付金が含まれております。 (7) 営業未払金、(8) 短期借入金、並びに(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10)社債、(11)長期借入金、並びに(12)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、「社債」、「長期借入金」並びに「リース債務」には、連結貸借対照表上、流動負債に含まれる1年内償還予定の社債及び1年内返済予定の長期借入金並びにリース債務がそれぞれ含まれております。

(13)デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	平成25年 3 月31日	平成26年 3 月31日
非上場株式	767	911

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	1 年以内	1年超5年以内	5 年超10年以内	10年超
現金及び預金	220			
受取手形及び営業未収金	11,262			
代理店債権	2,512			
未収入金	811			
長期貸付金	22	56	4	3
合計	14,828	56	4	3

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	1年以内	1年超5年以内	5 年超10年以内	10年超
現金及び預金	100			
受取手形及び営業未収金	10,434			
代理店債権	2,483			
未収入金	542			
長期貸付金	22	39	3	3
合計	13,584	39	3	3

(注4)社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

						14 · H/J/13/
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
短期借入金	19,724					
社債		310	1,000	1,180	2,800	
長期借入金	7,530	6,129	5,921	8,713	8,209	35,640
リース債務	252	1,017	170	171	1,559	
合計	27,508	7,457	7,521	9,634	12,568	35,640

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	(十四:日/313)					
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
短期借入金	20,194					
社債	310	1,000	1,180	2,800		
長期借入金	11,058	6,948	10,886	18,365	5,019	37,052
リース債務	253	935	171	1,559		
合計	31,815	8,883	12,237	22,725	5,019	37,052

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

			(
区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,060	592	467
小計	1,060	592	467
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	15	15	
小計	15	15	
合計	1,075	608	467

当連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	539	242	296
小計	539	242	296
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	18	19	0
小計	18	19	0
合計	557	261	296

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	
株式	2,585	721	44	

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	713	367	

3 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損83百万円を計上しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

- 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
 - (1) 通貨関連

前連結会計年度(平成25年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(平成26年3月31日) 該当事項はありません。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成25年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

					
	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の 取引	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	2,299		183	183
É	計	2,299		183	183

- (注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。
- 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
 - (1) 通貨関連

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
	為替予約取引				
原則的処理方 法	 買建 	未払契約船価			
	米ドル		11,297	7,320	1,674
合計			11,297	7,320	1,674

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

					(単位:百万円)
ヘッジ会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
	為替予約取引				
原則的処理方 法	買建	未払契約船価			
	米ドル		5,904		1,724
	合計		5,904		1,724

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円) |

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	9,721	8,974	(注1) 1,215
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	2,348	1,855	(注2)
	合計		12,069	10,829	

- (注1) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。
- (注2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

					<u> </u>
ヘッジ会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	7,157	6,566	(注1) 754
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	1,855	1,394	(注2)
合計			9,013	7,960	

- (注1) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。
- (注2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社につきましては、確定給付年金制度に加入しているほか、選択定年規則による特別加算金の制度があります。

国内連結子会社につきましては、退職一時金制度または共済制度等の社外積立制度を有しております。

2 退職給付債務に関する事項

(1)	退職給付債務(百万円)	3,245
(2)	年金資産等残高(百万円)	1,901
(3)	未積立退職給付債務(百万円)	1,343
(4)	前払年金費用(百万円)	1 1
(5)	退職給付引当金(百万円)	1,345

3 退職給付費用に関する事項

(1)	勤務費用(百万円)	76
(2)	退職給付費用合計(百万円)	76

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社につきましては、確定給付年金制度に加入しているほか、選択定年規則による特別加算金の制度があります。

国内連結子会社につきましては、退職一時金制度または共済制度等の社外積立制度を有しております。

なお、当社及び連結子会社が有する確定給付年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	1,345百万円
退職給付費用	39 "
退職給付の支払額	90 "
制度への拠出額	151 "
退職給付に係る負債の期末残高	1,142 "

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

2,206首	万円
1,976	"
229	"
912	"
1,141	"
1,142	<i>II</i>
1	"
1,141	"
	1,976 229 912 1,141 1,142 1

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

41百万円

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計 ⁴ (平成25年3月		当連結会計 ⁴ (平成26年 3 月	
繰延税金資産				
賞与引当金	55首	万円	71百	万 円
退職給付引当金	425	<i>"</i>		"
退職給付に係る負債		<i>"</i>	390	<i>"</i>
役員退職慰労引当金	26	<i>"</i>	7	<i>"</i>
減損損失	2,372	<i>"</i>	2,030	<i>"</i>
投資有価証券評価損	38	<i>"</i>	38	<i>"</i>
会員権評価損	85	<i>II</i>	85	<i>II</i>
用船契約解約金	1,668	<i>II</i>	24	<i>II</i>
造船契約解約損	229	<i>II</i>		<i>"</i>
特別修繕引当金	107	<i>II</i>	134	<i>II</i>
訴訟損失引当金		<i>"</i>	1,920	<i>II</i>
繰越欠損金	14,447	<i>II</i>	18,551	<i>II</i>
繰延ヘッジ損益	386	<i>II</i>	240	<i>II</i>
その他	523	<i>"</i>	408	<i>"</i>
繰延税金資産小計	20,368首	万円	23,905首	万円
評価性引当額	19,997	<i>"</i>	23,564	<i>II</i>
繰延税金資産合計	370首	万円	340首	万円
繰延税金負債				
圧縮記帳積立金	461	<i>"</i>	408	<i>"</i>
特別償却準備金	54	<i>"</i>	3	"
その他有価証券 評価差額金	139	<i>II</i>	95	"
繰延ヘッジ損益	574	<i>II</i>	548	<i>"</i>
その他	428	"	531	"
繰延税金負債合計	1,659	<i>II</i>	1,588	<i>II</i>
繰延税金負債の純額	1,288首	万円	1,247首	万円

前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

		前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成26年 3 月31日)
流動資産	繰延税金資産	38百万円	41百万円
固定資産	繰延税金資産	135 "	129 "
流動負債	繰延税金負債	191 "	601 "
固定負債	繰延税金負債	1,271 "	816 "

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成26年 3 月31日)
34.34%	34.34%
0.17%	0.36%
1.47%	5.11%
36.88%	36.44%
3.44%	3.10%
2.62%	8.37%
0.09%	0.12%
0.12%	0.09%
0.21%	2.60%
	(平成25年 3 月31日) 34.34% 0.17% 1.47% 36.88% 3.44% 2.62% 0.09% 0.12%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について、前連結会計年度の34.34%から31.83%に変更されております。なお、この変更による影響額は軽微であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等の社内決議機関が、用船を含む船隊整備案件の妥当性を評価するために、定期的に業績の把握を行っているものであります。

当社グループの主な事業は不定期航路を中心とする海上運送業であり、当社を軸として国外及び国内の輸送事業を展開しております。

したがいまして、国外における「外航海運業」及び国内における「内航海運業」の2つを報告セグメントとしております。「外航海運業」は、本邦からの輸出及び本邦への輸入にかかる海上輸送並びに本邦以外の地域間の海上輸送を行っており、また「内航海運業」は、本邦内での海上輸送を行っております。

- 2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」にお ける記載と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であり、セグメント間の内部売上高 又は振替高は、市場価格に基づいております。
- 3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報 前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

							<u> </u>
	幸	B告セグメン	-	その他	の他 - 1) 合計	調整額	連結財務諸
	外航海運業	内航海運業	計	(注1)		(注2)	表計上額
売上高							
外部顧客への売上高	125,977	10,864	136,841	3,609	140,451		140,451
セグメント間の内部 売上高又は振替高		4	4	957	962	962	
計	125,977	10,869	136,846	4,567	141,413	962	140,451
セグメント利益又は損失 ()	19,336	663	18,672	297	18,375	4	18,370
セグメント資産	124,116	14,510	138,626	2,117	140,744	1,515	139,229
その他の項目							
減価償却費	5,090	1,197	6,287	55	6,343	6	6,336
持分法適用会社への 投資額	342		342	104	447	15	432
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	27,298	23	27,321	14	27,336		27,336

- (注1)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、船舶管理業等の海運附帯事業、船用 品等商品販売業、不動産賃貸業等を含んでおります。
- (注2)全てセグメント間取引消去によるものであります。
- (注3) セグメント損失()は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

	1 120 - 0 1 1 7 3		-,,	— /		(単位	江:百万円)
	報告セグメン		告セグメント		۵÷⊥	調整額	連結財務諸
	外航海運業	内航海運業	計	(注1)	合計	(注2)	表計上額
売上高							
外部顧客への売上高	149,268	11,183	160,451	4,704	165,155		165,155
セグメント間の内部 売上高又は振替高		9	9	901	910	910	
計	149,268	11,192	160,461	5,605	166,066	910	165,155
セグメント利益又は損失 ()	7,611	582	7,029	345	6,683	2	6,681
セグメント資産	145,788	13,842	159,631	2,481	162,112	1,532	160,580
その他の項目							
減価償却費	5,632	1,179	6,812	87	6,900	6	6,893
持分法適用会社への 投資額	402		402	128	531	15	515
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	23,079	862	23,941	45	23,987	933	23,054

- (注1)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、船舶管理業等の海運附帯事業、船用 品等商品販売業、不動産賃貸業等を含んでおります。
- (注2)全てセグメント間取引消去によるものであります。
- (注3) セグメント損失()は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:百万円)

日本	豪州	アジア (日本を除く)	米国	北米 (米国を除く)	オセアニア (豪州を除く)	その他	合計
17,377	32,802	35,871	14,945	6,678	8,694	24,081	140,451

(注)売上高の主なものは、外航に係る海運業収益であり、積揚地等の国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:百万円)

							<u> </u>
日本	豪州	アジア (日本を除く)	米国	北米 (米国を除く)	オセアニア (豪州を除く)	その他	合計
14,040	45,699	41,269	15,748	7,571	8,831	31,994	165,155

(注)売上高の主なものは、外航に係る海運業収益であり、積揚地等の国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
新日鐵住金傑	30,257	外航海運業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位:百万円)

		報告セグメント		その他	全社・消去	合計	
	外航海運業	内航海運業	計	ての他	王位・府云		
減損損失	5,659		5,659			5,659	

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:百万円)

		<u> </u>					
		報告セグメント		その他	 全社・消去	合計	
	外航海運業	内航海運業	計	ての他	王位・府云		
減損損失	1,001		1,001			1,001	

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 該当事項はありません。 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

- (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引
- (ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

	即建湖云前千度(自 千成25年4万十日 至 千成25年3万51日)										
種類	会社等		資本金又 は出資金	事業の内容	 議決権等の 被所有割合	 関連当事者 	皆との関係	取引の	取引金額	科目	期末 残高
作里光月	の名称	別任地	(百万円)	又は職業	(%)	役員の 兼任等	事業上 の関係	内容	(百万円)	17 🖽	(百万円)
								増資の引受け (注1)	15,000		
その他	44)	± ÷ *n				転籍 2 人 兼任 1 人	船舶の共	資金の借入 (注2)	12,500		
の関係会社	(株)商船三 井	東京都 港区 65		船舶の運航等	直接 26.95		貸渡	利息の支払(注 2)	25		
								輸送契約上の 地位譲渡 譲 渡対価(注3,6)	4,465		
法人主要株主	新日鐵住金㈱	東京都		鉄鋼原料	貨物運賃(注	10,606	海運業 未収金	2,302			
要株主	(注4)	材 十代田 419,524 _{眠書堂} 且接 14.53 転籍!人 及び裂。		及び表明 5.6)		10,000	海運業 未払金	4			

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社が行った第三者割当増資を引き受けたものであります。

なお、主に株式会社商船三井を割当先として、平成25年6月28日を払込期日とする第三者割当によるA種種類株式の発行を行うことを、平成25年6月27日開催の第66回定時株主総会で決議いたしました。詳細は、(重要な後発事象)に記載しております。

- (注2) 資金の借入金利率については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は提供しておりません。
- (注3) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉のうえ決定しております。
- (注4) 住友金属工業株式会社は、平成24年10月1日の合併により新日鐵住金株式会社となっております。また、平成 24年8月に同社の当社に対する議決権所有割合が減少したことにより、その他の関係会社から法人主要株主に 属性を変更しております。ただし、取引金額は合併以前の通年のものを記載しております。
- (注5) 貨物輸送契約(契約が1年超)の貨物運賃及び短期貨物輸送契約(契約が1年以内)並びにスポットの貨物運 賃については、主として契約締結時の市況にて、交渉のうえ、決定しております。また、長期貨物輸送契約に つきましても、当社が第三者と締結する一般的取引条件と、基本的に同様であります。
- (注6) 消費税等については、取引金額には含まず、期末残高には含んでおります。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等 の名称 所在地	65 大地	 資本金又 在地 は出資金	事業の内容	議決権等の 被所有割合	関連当事	当との関係	取引の	取引金額	科目	期末残高
		月11年地	(百万円)	又は職業	饭別有割口 (%)	役員の 兼任等	事業上 の関係	内容	(百万円)	171	(百万円)
その他 の関係 会社	(株)商船三井	東京都港区	65,400	船舶の運航 等	直接 26.95	転籍2人 兼任1人	船舶の共 同運航及 び船舶の 貸渡	増資の引受け (注1)	15,000		
法人主要株主	新日鐵住金㈱	東京都	410 524	鉄鋼の製造	直接 14.53	転籍1人	鉄鋼原料 及び製品	貨物運賃(注	30.257	海運業 未収金	2,099
要株主	並(1水)	千代田 419,524 区		販売等 直接 14.53			の輸送	2,3)	30,237	海運業 未払金	16

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社が行った第三者割当増資を引き受けたものであります。
- (注2) 貨物輸送契約(契約が1年以上)の貨物運賃及び短期貨物輸送契約(契約が1年以内)並びにスポットの貨物 運賃については、主として契約締結時の市況にて、交渉のうえ、決定しております。また、長期貨物輸送契約 につきましても、当社が第三者と締結する一般的取引条件と、基本的に同様であります。
- (注3) 消費税等については、取引金額には含まず、期末残高には含んでおります。
 - (イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

	会社等		資本金又 は出資金	事業の内容	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者	皆との関係	取引の	取引金額	科目	期末
	の名称	川住地	(百万円)	又は職業		役員の 兼任等	事業上 の関係	内容	(百万円)	171	残高 (百万円)
その他 の関係 会社の 子会社	Bluenote Shipping Inc. ((株)商 船三井の 子会社)	マー シャル 諸島	0	不定期専用 船事業				造船契約上の地 位譲渡 (支払 精算額) (注)	405		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉のうえ決定しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者の取引 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	14.64円	73.00円
1 株当たり当期純損失金額	124.91円	60.26円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純 損失であるため、記載しておりません。

(注) 2 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純損失(百万円)	31,983	15,429
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純損失(百万円)	31,983	15,429
普通株式の期中平均株式数(株)	256,046,943	256,033,629
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要	A種種類株式 なお、概要は「第4 提出会 ^対 に記載の通りであります。	社の状況、(1)株式の総数等」

(注)3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	12,257	13,781
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	16,005	32,471
(うちA種種類株式(百万円))	(15,000)	(31,400)
(うち少数株主持分(百万円))	(1,005)	(1,071)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	3,748	18,689
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	256,041,797	256,025,164

(重要な後発事象)

当社は、第三者割当による D 種種類株式の発行を行うことを、平成26年 6 月27日開催の第67回定時株主総会にて決議いたしました。

(1) 払込期日 平成26年7月7日から平成26年9月30日

(2) 発行する株式の種類及び数 D種種類株式 8,500,000株

(3) 発行価額1 株につき1,000円(4) 発行総額8,500,000,000円

(5) 増加する資本金の額 4,250,000,000円 (1株につき500円) (6) 増加する資本準備金の額 4,250,000,000円 (1株につき500円)

(7) 資金の使途

安定的な経営基盤を維持できる企業体力の確保に加え、長期借入金及び社債の償還並びにその他営業活動のための運転資金への充当を予定しております。

(8) その他

D 種種類株式の主な特質につきましては次の通りであります。

優先配当金

D種種類株式1株に対して支払われる優先配当金の額は、D種種類株式1株当たりの払込金額相当額に 2.00%を乗じた金額と設定されており、累積・非参加型のものであります。

残余財産分配額

D種種類株式1株に対して支払われる残余財産分配額は、D種種類株式1株当たりの払込金額相当額と設定されており、非参加型のものであります。

普通株式を対価とする取得請求権

D種種類株式を有する株主(以下「D種種類株主」といいます。)は、平成26年11月7日以降いつでも、 法令に従い、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するD種種類株式の全部または一部を取 得することを請求(以下「普通株式対価取得請求」といいます。)することができます(但し、D種種類 株主は、平成26年11月7日以降平成27年2月6日までの間は、当該期間におけるD種種類株式発行要項で 定める取得価額の合計額が累計で47億円を超えない限度においてのみ、普通株式対価取得請求をすること ができます。)。その場合、当社はD種種類株主に対して、普通株式対価取得請求に係るD種種類株式の 数に D 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額を乗じて得られる額を取得価額で除した数の当社普通株式 を交付します(発行株式数算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、会社法第167 条第3項に定める金銭の交付は行いません。)。この場合の取得価額は、当初、54円とします。かかる取 得価額は、平成27年2月7日以降の毎年2月7日及び8月7日(併せて以下「D種取得価額修正日」とい います。)に普通株式の時価(D種取得価額修正日に先立つ45連続取引日目に始まる30取引日の株式会社 東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)が発表する当社の普通株式の普通取引の終値 (気配表示を含みます。以下同じです。)の平均値(終値のない日数を除きます。以下同じです。)と し、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入するものとします。)に修正 する(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」といいます。)ものとしますが、当該時価が 72円(以下「上限取得価額」といいます。)を上回る場合には上限取得価額を修正後取得価額とし、36円 (以下「下限取得価額」といいます。)を下回る場合には下限取得価額を修正後取得価額とします。

金銭を対価とする取得請求権

D種種類株主は、毎年7月1日から7月31日までの間に当社に対し事前の通知(撤回不能とします。)を行った上で、直後に到来する9月1日(以下「金銭対価取得請求日」といいます。)において、法令に従い、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するD種種類株式の全部または一部を取得することを請求(以下「金銭対価取得請求」といいます。)することができ、その場合、当社はD種種類株主に対して、金銭対価取得請求に係るD種種類株式1株につき、D種種類株式1株当たりの残余財産分配額及び累積未払D種優先配当金(ある事業年度においてD種種類株主等に対して行う剰余金の配当の額がD種期末配当金の額に達しないとき、その不足額は翌事業年度以降に累積するものとし、その累積した不足額をいいます。以下同じです。)の合計額に、D種優先配当金を当該金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日から当該金銭対価取得請求日までの日数(初日及び取得日を含みます。)で日割計算した額(1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てます。)を加算した額の金銭を支払います。

但し、D種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の総額は、当社の前事業年度末における分配可能額から、前事業年度に係る各種類株式の期末配当金及び累積未払D種優先配当金の支払総額を控除した金額に70.0%を乗じた額を上限とし、かつ法令の許容する額の範囲内とします。

議決権及び譲渡制限

D種種類株式には株主総会における議決権は付与されておりませんが、D種種類株主を構成員とする種類株主総会において、D種種類株式1株につき1個の議決権が付与されております。また、D種種類株式の譲渡については、当社の取締役会の承認を要します。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
	第1回無担保私募債	平成25年 3月29日	310	310 (310)	3.45	無担保社債	平成27年 3月27日
	第2回無担保私募債	平成25年 3月29日	430	430	3.53	無担保社債	平成28年 9月29日
当社	第3回無担保私募債	平成25年 3月29日	1,000	1,000	3.50	無担保社債	平成28年 3月29日
	第4回無担保私募債	平成25年 3月29日	750	750	3.55	無担保社債	平成29年 3月29日
	第5回無担保私募債	平成25年 3月29日	2,800	2,800	3.60	無担保社債	平成30年 3月29日
合計			5,290	5,290			

- (注) 1 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。
 - 2 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額は以下のとおりであります。

1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
310	1,000	1,180	2,800	

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	19,724	20,194	1.46	
1年以内に返済予定の長期借入金	7,530	11,058	1.87	
1年以内に返済予定のリース債務	252	253	1.38	
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	64,613	78,272	2.02	平成27年11月 ~ 平成40年7月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,919	2,665	1.27	平成28年12月 ~ 平成30年 3 月
その他有利子負債未払金	650	650	3.46	平成27年 1 月
長期未払金	650	261	3.90	~ 平成29年10月
合計	96,341	113,356		

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 - 2 長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)、及び長期未払金の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	6,948	10,886	18,365	5,019
リース債務	935	171	1,559	
長期未払金	24	148	89	

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	(累計期間)		第 2 四半期 連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)	第 3 四半期 連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年12月31日)	第67期 連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	(百万円)	39,484	80,882	124,745	165,155
税金等調整前四半期 (当期)純損失金額	(百万円)	9,319	11,300	11,913	14,965
四半期(当期)純損 失金額	(百万円)	9,470	11,530	12,256	15,429
1 株 当 た リ 四 半 期 (当期) 純損失金額	(円)	36.99	45.03	47.87	60.26

(会計期間)	第1四半期	第 2 四半期	第3四半期	第4四半期
	連結会計期間	連結会計期間	連結会計期間	連結会計期間
	(自 平成25年4月1日	(自 平成25年 7 月 1 日	(自 平成25年10月1日	(自 平成26年1月1日
	至 平成25年6月30日)	至 平成25年 9 月30日)	至 平成25年12月31日)	至 平成26年3月31日)
1 株当たり四半期純 損失金額 (円	36.99	8.05	2.84	12.39

重要な訴訟事件等

[「]連結貸借対照表関係」4 偶発債務等 (2)訴訟事件をご参照ください。

2 【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【損益計算書】

		(単位:百万円)
	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
海運業収益		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
運賃		
貨物運賃	107,314	125,050
貸船料	21,671	27,169
その他海運業収益	260	367
海運業収益合計	129,246	152,586
海運業費用		
運航費		
貨物費	2,297	2,459
燃料費	40,260	42,949
港費	13,200	14,827
その他運航費	602	641
運航費合計	56,361	60,877
船費		
船員費	339	289
賞与引当金繰入額	17	16
退職給付費用	11	4
船舶減価償却費	1,791	1,431
その他船費	70	67
船費合計	2,207	1,800
借船料	84,393	93,084
その他海運業費用	3,434	3,388
海運業費用合計	146,396	159,151
海運業損失 ()	17,150	6,565
一般管理費	1 2,879	1 2,599
営業損失()	20,030	9,164
営業外収益		
受取利息	2 264	2 171
受取配当金	2 61	2 5,726
関係会社貸倒引当金戻入額	887	-
為替差益	-	176
その他営業外収益	101	67
営業外収益合計	1,315	6,142
営業外費用		
支払利息	606	613
社債利息	1	188
為替差損	466	-
その他営業外費用	339	542
営業外費用合計	1,413	1,344
経常損失()	20,128	4,366

		(単位:百万円)
	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
固定資産売却益	з 503	з 19
投資有価証券売却益	506	367
関係会社株式売却益	214	-
造船契約譲渡益	892	-
特別利益合計	2,117	386
特別損失		
減損損失	1,919	-
訴訟損失引当金繰入額	-	6,034
関係会社損失負担金	588	1,001
関係会社貸倒引当金繰入額	484	-
関係会社株式評価損	0	-
投資有価証券売却損	44	-
投資有価証券評価損	83	-
用船契約解約金	4 11,331	4 2,451
特別損失合計	14,451	9,486
税引前当期純損失()	32,462	13,466
法人税、住民税及び事業税	10	40
法人税等調整額	172	47
法人税等合計	161	6
当期純損失()	32,301	13,459

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

	株主資本				
	次十二	資本類			
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計		
当期首残高	13,258	793	793		
当期変動額					
新株の発行	7,500	7,500	7,500		
特別償却準備金の 取崩					
固定資産圧縮積立金 の取崩					
別途積立金の取崩					
当期純損失()					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	7,500	7,500	7,500		
当期末残高	20,758	8,293	8,293		

		株主資本					
		利益剰余金					
			その他利	益剰余金			
	利益準備金	特別償却準備金	固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,075	10	1,126	23,140	10,079	15,273	
当期変動額							
新株の発行							
特別償却準備金の 取崩		0			0		
固定資産圧縮積立金 の取崩			323		323		
別途積立金の取崩				10,079	10,079		
当期純損失()					32,301	32,301	
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計		0	323	10,079	21,897	32,301	
当期末残高	1,075	9	802	13,060	31,977	17,028	

株主資本			評価・換算差額等			
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延へッジ損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	4,703	24,621	768	173	595	25,217
当期変動額						
新株の発行		15,000				15,000
特別償却準備金の 取崩						
固定資産圧縮積立金 の取崩						
別途積立金の取崩						
当期純損失()		32,301				32,301
自己株式の取得	0	0				0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			517	3	520	520
当期变動額合計	0	17,302	517	3	520	17,823
当期末残高	4,704	7,319	251	176	74	7,394

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

	株主資本				
	次士会	資本乗	制余金		
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計		
当期首残高	20,758	8,293	8,293		
当期変動額					
新株の発行	8,200	8,200	8,200		
特別償却準備金の 取崩					
固定資産圧縮積立金 の取崩					
別途積立金の取崩					
当期純損失()					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	8,200	8,200	8,200		
当期末残高	28,958	16,493	16,493		

		株主資本					
		利益剰余金					
			 その他利	益剰余金			
	利益準備金	特別償却準備金	固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,075	9	802	13,060	31,977	17,028	
当期変動額							
新株の発行							
特別償却準備金の 取崩		1			1		
固定資産圧縮積立金 の取崩			79		79		
別途積立金の取崩				13,060	13,060		
当期純損失()					13,459	13,459	
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計		1	79	13,060	318	13,459	
当期末残高	1,075	8	723		32,295	30,488	

	株主資本 評価・換算差額等					
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	4,704	7,319	251	176	74	7,394
当期変動額						
新株の発行		16,400				16,400
特別償却準備金の 取崩						
固定資産圧縮積立金 の取崩						
別途積立金の取崩						
当期純損失()		13,459				13,459
自己株式の取得	1	1				1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			119	35	83	83
当期变動額合計	1	2,938	119	35	83	2,854
当期末残高	4,706	10,257	132	140	8	10,248

【貸借対照表】

		(単位:百万円)
	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当事業年度 (平成26年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,826	11,117
海運業未収金	10,813	10,078
貯蔵品	8,318	7,281
前渡金	2,626	2,858
繰延及び前払費用	1 3,799	1 4,199
代理店債権	1 2,582	1 2,644
未収入金	1 898	1 2,718
立替金	179	299
短期貸付金	1 9,927	1 1,092
その他流動資産	247	269
貸倒引当金	527	42
流動資産合計	45,692	42,516
固定資産		
有形固定資産		
船舶	2 26,572	2 26,572
減価償却累計額	9,099	10,483
船舶(純額)	17,472	16,089
建物	358	364
減価償却累計額	273	283
建物(純額)	85	81
構築物	12	12
減価償却累計額	8	8
構築物(純額)	4	4
機械及び装置	333	486
減価償却累計額	132	160
機械及び装置(純額)	201	325
車両及び運搬具	1	1
減価償却累計額	1	1
車両及び運搬具(純額)	0	0
器具及び備品	91	91
減価償却累計額	75	75
器具及び備品(純額)	15	15
土地	132	132
有形固定資産合計	17,912	16,649
無形固定資産	,312	,
ソフトウエア	5	3
その他無形固定資産	3	3
無形固定資産合計	8	6
…ルロペタ/キロロ		

	前事業年度	当事業年度
	(平成25年 3 月31日) ————————————————————————————————————	(平成26年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	2 856	548
関係会社株式	9,566	9,350
出資金	35	300
長期貸付金	3	3
従業員に対する長期貸付金	7	8
関係会社長期貸付金	3,780	6,867
差入保証金	357	351
長期前払費用	6	4
長期前払用船料	-	2,952
会員権	129	128
その他長期資産	154	84
貸倒引当金	42	42
投資その他の資産合計	14,855	20,557
固定資産合計	32,776	37,213
資産合計	78,469	79,730
負債の部		
流動負債		
海運業未払金	10,015	10,526
1年内償還予定の社債	-	310
短期借入金	1, 2 28,761	1, 2 26,857
未払金	1 6,160	1 1,141
未払費用	107	58
未払法人税等	19	21
繰延税金負債	43	40
前受金	1,144	1,639
預り金	1,377	1,352
賞与引当金	118	112
その他流動負債	137	109
流動負債合計	47,887	42,170
固定負債		
社債	5,290	4,980
長期借入金	2 16,185	2 14,986
繰延税金負債	462	362
退職給付引当金	677	464
役員退職慰労引当金	22	-
訴訟損失引当金	<u>-</u>	5,763
長期預り金	99	104
その他固定負債	449	650
固定負債合計	23,187	27,311
負債合計	71,075	69,481

		(単位:百万円)
	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当事業年度 (平成26年 3 月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,758	28,958
資本剰余金		
資本準備金	8,293	16,493
資本剰余金合計	8,293	16,493
利益剰余金		
利益準備金	1,075	1,075
その他利益剰余金		
特別償却準備金	9	8
固定資産圧縮積立金	802	723
別途積立金	13,060	-
繰越利益剰余金	31,977	32,295
利益剰余金合計	17,028	30,488
自己株式	4,704	4,706
株主資本合計	7,319	10,257
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	251	132
繰延ヘッジ損益	176	140
評価・換算差額等合計	74	8
純資産合計	7,394	10,248
負債純資産合計	78,469	79,730

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、不定期船航路を中心とする海上運送事業を行っており、国外及び国内の輸送事業を展開しておりますが、大型船型を中心に外航海運市況が回復傾向にあるものの、平成20年から続く欧州危機、中国の経済成長の鈍化及び大量の新造船の竣工による船腹量の増加により、海運市況の低迷の長期化が継続したことから、前事業年度に続き、当事業年度におきましても91億64百万円の営業損失及び43億66百万円の経常損失を計上いたしました。さらに平成22年より係争しておりました「オーシャン・ビクトリー」号の全損に係わる訴訟案件について、英国高等法院の第一審判決言い渡しが平成25年7月30日(現地時間)にあり、当社の主張が認められなかったことから、訴訟損失引当金繰入額として60億34百万円計上した結果、134億59百万円の当期純損失となりました。また営業キャッシュ・フローにつきましてもマイナスとなりました。そのため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

そこで、当社は、このような事象又は状況を解消又は改善すべく、平成24年11月に発表した中期経営計画の目標を受け継ぐ新たな中期経営計画を本年3月に策定し、次のとおり現在順次取り進めております。また、第一審判決のあった訴訟案件につきましても、今後の控訴審において本判決の不当性を主張し、徹底的に争っていく方針です。

なお、当事業年度末において当社に係る借入約定における財務制限条項に抵触する事態も発生しておりますが、当該事象に係る設備借入金64億38百万円について、本年4月25日付にて主要金融機関との間で当該財務制限条項の修正に合意しており、現在では当該財務制限条項への抵触は回避されております。当該借入契約を含む借入契約に関する財務制限条項の詳細は、「(追加情報) 財務制限条項」に記載しております。

(1) さらなる資本増強のための施策

海運市況は回復傾向にあるものの、その回復基調は緩やかなものに留まっており、関係取引先との間での円滑な取引を継続するためには、資本性のある資金調達をさらに実施することで自己資本の一層の増強を行い、海運市況が低迷するリスクに加えて、「オーシャン・ビクトリー」号の訴訟リスクが実現した場合においても安定的な経営基盤を維持できる企業体力の確保を行うことが不可欠であると判断いたしました。そこで、当社は本年3月27日開催の取締役会において、第三者割当により総額85億円のD種種類株式の発行を行うことを決議し、本年6月27日開催の定時株主総会に同種類株式の発行に係る議案を決議いたしました。当該種類株式の発行の詳細は、「(重要な後発事象)」に記載しております。

(2) 市況リスクの低減のための施策

用船契約の解約等による船隊の縮小

小型船型へシフトウェイト及び中長期の貨物契約、貸船契約獲得による市況リスクの低減

大型船型の外航海運市況並びに中古船の売買市況が回復した局面では、市況リスクの低減を図るべく、新規の中長期貸船契約の成約により収入の固定化を一部実施したほか、今後も用船契約の解約等を検討してまいります。

(3) コスト削減策の強化及び継続

減速運航の強化による燃料消費量削減の継続

一般管理費削減の継続

船用品・潤滑油等の船費の削減の継続

港費等の運航費削減の継続

(4) 事業再編

当社グループは、グループ各社の事業内容の見直しを図り、中期経営計画における具体的施策の一環として、近海部門の整理及び再編を検討し、その結果、吸収分割により当社グループが行う近海不定期船事業を第一中央近海株式会社に集約することで、近海不定期船事業の専門性をより高め、効率的で機動的な運営ができるものと判断し、平成26年2月21日開催の取締役会において、平成26年4月1日を効力発生日として、当社の近海不定期船事業を当社の完全子会社である第一中央近海株式会社に承継することを決議し、平成26年2月21日、同社との間で吸収分割契約を締結いたしました。

(5) 訴訟案件への対応

先に述べましたように、「オーシャン・ビクトリー」号の全損に係わる訴訟案件について、当社といたしましては、英国高等法院第一審判決において当社の主張が認められなかったことは誠に遺憾であり、今後の控訴審において本判決の不当性を主張し、徹底的に争っていく所存であります。なお、最終的に当社に責任があるとの判断がなされる場合には、航海用船契約に基づき、関係先に求償をしていく所存であります。当該訴訟案件の詳細は、「(貸借対照表関係) 3 偶発債務等(2)訴訟事件」に記載しております。

しかしながら、これらの対応策は順次取り進めておりますが、船腹量の適正規模への修正の途上であり、長期化していた海運市況の低迷による影響を受け、収益の改善には未だ至っておらず、現時点においても継続企業の前提に関し重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務 諸表には反映しておりません。

(重要な会計方針)

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの:

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの:

移動平均法による原価法

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品については先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

船舶については、主として定額法を採用しておりますが、一部の船舶について定率法を採用しております。また、船舶以外の有形固定資産については、主として定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

船舶12年~20年建物8年~47年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員及び執行役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産残高に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を 用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規により算出した当事業年度末における要支給額に基づき計上しております。

(5) 訴訟損失引当金

訴訟による損害賠償の支払いに備えるため、その経過等の状況に基づき負担見積額を計上しております。

7 収益及び費用の計ト基準

収益及び費用の計上基準は、外航就航船については航海の経過日数に基づいて収益及び費用を計上する航海日割 基準を、内航就航船については貨物の積切時に収益及び費用を計上する貨物積切基準を採用しております。

8 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合は特例 処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段:デリバティブ取引(金利スワップ取引)

ヘッジ対象:借入金の支払利息の一部に対し、金利スワップ取引を行っております。

(3) ヘッジ方針

金利及び為替の相場変動による損失の可能性を減殺することを目的としております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎に判定しております。ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

9 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 船舶建造借入金の支払利息の計上方法

船舶建造借入金の建造期間にかかる支払利息については、取得価額に算入しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しておいます。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の3の2に定める減損損失に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり純損益金額に関する注記については、同条第 4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

(追加情報)

財務制限条項

当社は、設備資金調達並びに運転資金調達のためシンジケートローン契約(借入金のうち64億38百万円)及びコミットメントライン契約(契約総額50億円、借入未実行)を締結しております。当該契約には財務制限条項があり、その内容は次のとおりであります。また、これらの条項に抵触した場合、当該債務の一括返済を求められる可能性があります。

(設備資金調達)

(㈱三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約(借入残高64億38百万円)に係る財務制限条項 平成25年3月期末日以降(当該事業年度末日を含む)、各事業年度末日における連結損益計算書及び当社の単体 の損益計算書に記載される経常損益を2期連続してマイナスにしないこと。

なお、当社は、当期末において借入約定における財務制限条項に抵触する事態も発生しておりますが、平成26年4月25日付にて当該主要金融機関との間で当該財務制限条項の修正を合意しており、現在では当該財務制限条項への抵触は回避されております。

当該財務制限条項の修正後の内容は次のとおりであります。

平成26年3月期末日以降(当該事業年度末日を含む)、各事業年度末日における連結損益計算書及び当社の単体 の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

(運転資金調達)

(株)三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケーション方式によるコミットメントライン契約(コミットメント総額50億円、借入未実行)に係る財務制限条項

平成26年3月期末日において、連結貸借対照表における純資産の部の合計を153億円以上に維持すること。 平成27年3月期第1四半期会計期間末日において、連結貸借対照表における純資産の部の合計を150億円以上 に維持すること。

当該契約においても財務制限条項の に抵触しておりますが、平成26年4月25日付にて当該主要金融機関より期限 の利益喪失請求権についてはこれを行使しない旨の同意を得ており、財務制限条項の抵触を理由に期限の利益を喪失 することはありません。

(損益計算書関係)

2

3

-船管理費の主かものけ次のとおりであります

-般管理費の主なものは次のとる		
	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
役員報酬	146百万円	108百万円
執行役員報酬	85 "	78 "
従業員給与	1,267 "	1,140 "
賞与引当金繰入額	101 "	95 "
退職給付費用	3 "	35 "
福利厚生費	287 "	291 "
旅費交通費	105 "	111 "
業務委託手数料	292 "	283 "
資産維持費	135 "	153 "
減価償却費	17 "	12 "
コンピューター費用	21 "	23 "
除会社に係る呂耒外収益の土	なものは次のとおりであります。 前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
受取利息	263百万円	170百万円
受取配当金	15 "	5,707 "
]定資産売却益の内容は次のとる	おりであります。 前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
船舶	503百万円	19百万円
別損失に含まれている関係会	社に対するものは次のとおりであります。	

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
用船契約解約金	5,204百万円	630百万円

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当事業年度 (平成26年 3 月31日)
	833百万円	872百万円
代理店債権	1,414 "	1,751 "
未収入金	419 "	2,340 "
短期貸付金	9,927 "	1,092 "
短期借入金	6,344 "	5,138 "
未払金	1,262 "	1,015 "

2 担保に供されている資産及び担保に係る債務

担保(譲渡担保等を含む)に供されている資産及び担保に係る債務は次のとおりであります。

担保(譲渡担保等)に供されている資産

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当事業年度 (平成26年 3 月31日)
船舶	17,305百万円	15,963百万円
投資有価証券	665 "	"
計	17,970 "	15,963 "

上記船舶のほかに、他の会社の所有する船舶に係る金融機関からの借入債務18,973百万円を担保するため、同船が従事する輸送契約に係る債権を物上保証に供しており、かつ同船を保有する他の会社の株式3百万円に対し質権設定されております。

担保に係る債務

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当事業年度 (平成26年 3 月31日)
短期借入金	2,067百万円	1,499百万円
長期借入金	13,474 "	11,974 "
計	15,541 "	13,474 "

なお、上記投資有価証券は、現金担保付投資有価証券貸借取引により差し入れた有価証券であり、当該投資有価証券に係る短期借入金の額は次のとおりであります。

前事業年度	当事業年度
(平成25年3月31日)	(平成26年3月31日)

3 偶発債務等

(1)保証債務等

他の債務者の金融機関等からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

前事業年		当事業		
(平成25年3月	31日)	(平成26年3	3月31日)	
Mars Shipping Co., S.A.	9,476百万	円 Mars Shipping Co., S.A.	10,802閏	万円
Westralian Bulk Charter Services Pty Ltd.	712 "	Westralian Bulk Charter Services Pty Ltd.	494	"
Laurel Maritime Co.,Ltd.	3,446 "	Laurel Maritime Co.,Ltd.	2,885	"
第一中央船舶(株)	352 "	第一中央内航㈱	310	"
Star Bulk Carrier Co., S.A.	52,702 "	Star Bulk Carrier Co., S.A.	51,858	"
Hawk Shipping S.A.	909 "	Hawk Shipping S.A.	827	"
Osprey Maritime Co.,S.A.	2,677 "	Osprey Maritime Co.,S.A.	3,755	"
Pluto Navigation S.A.	3,228 "	Pluto Navigation S.A.	3,003	"
Thanh Hoa Shipping Co., S.A.	3,122 "	Thanh Hoa Shipping Co., S.A.	2,995	"
Centro Shipping S.A.	776 "	Centro Shipping S.A.	732	"
Phoenix Maritime S.A.	4,801 "	Phoenix Maritime S.A.	3,928	"
その他	196 "	TDC Shipping S.A.	10,501	"
		Tsukuba Shipping S.A.	8,577	"
		その他	148	"
計	82,402百万	 円 計	100,821頁	万円

上記の他に、外航海運市況の悪化に伴い、船舶の共有先であるYuying Maritime Co.,S.Aとの合意に基づき、借入金の一部1,283百万円につき負担する可能性があります。

(2)訴訟事件

当事業年度

(平成26年3月31日)

当社は、荷主との間で締結した航海用船契約(貨物輸送契約)によって委託を受けた鉄鉱石の海上運送のため、中国北京市のChina National Chartering Co.Ltd.社(当時の社名China National Chartering Corp.社、以下、「船主」という)から一航海限りで定期用船した貨物船「オーシャン・ビクトリー」号が、平成18年10月24日、荷揚港の鹿島港外にて座礁、その後、平成18年12月27日に全損になったことに伴い、船主が、定期用船者である当社に対して、定期用船契約で定められた、安全港、安全岸壁提供に関する不履行があると主張し、平成22年6月21日付けで英国高等法院に、同船の全損に係わる損害賠償請求訴訟(米貨約1億42百万ドル、並びに金利及び訴訟費用)を提起しておりましたが、第一審判決が平成25年7月30日(現地時間)にあり、本訴訟において当社の主張が認められず、船主に対する損害賠償金1億37百万ドル(141億66百万円)及びこれに対する金利28百万ドル(29億82百万円)並びに訴訟費用の支払いを命じる判決が出されました。

これに対し、当社は英国控訴院に控訴し、今後の控訴審においては、改めて当社の主張の正当性を訴えると共に、本判決の不当性を主張し、徹底的に争っていく所存でありますが、当事業年度末において、訴訟損失引当金として57億63百万円を計上しております。なお、第一審判決に基づき、訴訟費用の一部2億71百万円を支払っております。

当社は、船主より損害賠償請求相当額の支払い保証の提供を求められたため、平成20年2月4日に、すでに、銀行発行のスタンバイ信用状(Stand-by Letter of Credit)を船主宛に提出しております。

また、最終的に当社に何らかの責任があるとの判断がなされる場合には、航海用船契約に基づき関係先に対し求償していく所存であります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	(単位:日万円) 当事業年度 (平成26年3月31日)
(1) 子会社株式	9,303	9,303
(2) 関連会社株式	1	1
計	9,304	9,304

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		前事業年度 (平成25年 3 月31日)		き 31日)
繰延税金資産				
貸倒引当金	194首	万円	27首	万円
賞与引当金	40	<i>"</i>	35	<i>"</i>
退職給付引当金	215	<i>"</i>	147	<i>"</i>
役員退職慰労引当金	7	<i>II</i>		<i>"</i>
減損損失	998	<i>II</i>	899	<i>"</i>
投資有価証券評価損	10	<i>II</i>		<i>"</i>
会員権評価損	82	<i>II</i>	82	<i>"</i>
用船契約解約金	2,269	<i>II</i>	141	<i>"</i>
関係会社損失負担金		<i>II</i>	496	<i>"</i>
訴訟損失引当金		<i>II</i>	1,920	<i>II</i>
繰越欠損金	14,250	<i>II</i>	18,520	<i>II</i>
繰延ヘッジ損益	56	<i>II</i>	44	<i>II</i>
その他	92	<i>II</i>	79	<i>II</i>
繰延税金資産小計	18,217員		22,398首	 百万円
評価性引当額	18,217	<i>II</i>	22,398	<i>II</i>
繰延税金資産合計				万円
繰延税金負債				
特別償却準備金	4	<i>II</i>	3	<i>"</i>
圧縮記帳積立金	383	<i>II</i>	337	<i>''</i>
その他有価証券 評価差額金	117	<i>II</i>	61	"
繰延税金負債合計	506	<i>II</i>	403	"
繰延税金負債の純額	506官	万円	403首	万円

(注)前事業年度及び当事業年度における繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
流動負債 繰延税金負債	43百万円	40百万円
固定負債 繰延税金負債	462 "	362 "

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

に失効が十七元が未去に 過 用後の私人がより負担十七の左翼の原因となった工場項目がの下部		
	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当事業年度 (平成26年 3 月31日)
法定実効税率	34.34%	34.34%
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	0.10%	0.26%
特定外国子会社留保金課税	2.58%	9.27%
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	1.36%	19.12%
住民税均等割	0.03%	0.07%
評価性引当額	32.50%	43.59%
その他	0.00%	0.22%
- 一税効果会計適用後の法人税 等の負担率 	0.50%	0.05%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の34.34%から31.83%に変更されております。なお、この変更による影響額は軽微であります。

(重要な後発事象)

当社は、第三者割当による D 種種類株式の発行を行うことを、平成26年 6 月27日開催の第67回定時株主総会にて決議いたしました。

(1) 払込期日 平成26年7月7日から平成26年9月30日

(2) 発行する株式の種類及び数 D種種類株式 8,500,000株

(3) 発行価額1 株につき1,000円(4) 発行総額8,500,000,000円

(5) 増加する資本金の額 4,250,000,000円(1株につき500円) (6) 増加する資本準備金の額 4,250,000,000円(1株につき500円)

(7) 資金の使途

安定的な経営基盤を維持できる企業体力の確保に加え、長期借入金及び社債の償還並びにその他営業活動のための運転資金への充当を予定しております。

(8) その他

D 種種類株式の主な特質につきましては次の通りであります。

優先配当金

D種種類株式1株に対して支払われる優先配当金の額は、D種種類株式1株当たりの払込金額相当額に2.00%を乗じた金額と設定されており、累積・非参加型のものであります。

残余財産分配額

D種種類株式1株に対して支払われる残余財産分配額は、D種種類株式1株当たりの払込金額相当額と設定されており、非参加型のものであります。

普通株式を対価とする取得請求権

D種種類株式を有する株主(以下「D種種類株主」といいます。)は、平成26年11月7日以降いつでも、 法令に従い、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するD種種類株式の全部または一部を取 得することを請求(以下「普通株式対価取得請求」といいます。)することができます(但し、D種種類 株主は、平成26年11月7日以降平成27年2月6日までの間は、当該期間におけるD種種類株式発行要項で 定める取得価額の合計額が累計で47億円を超えない限度においてのみ、普通株式対価取得請求をすること ができます。)。その場合、当社はD種種類株主に対して、普通株式対価取得請求に係るD種種類株式の 数にD種種類株式1株当たりの払込金額相当額を乗じて得られる額を取得価額で除した数の当社普通株式 を交付します(発行株式数算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、会社法第167 条第3項に定める金銭の交付は行いません。)。この場合の取得価額は、当初、54円とします。かかる取 得価額は、平成27年2月7日以降の毎年2月7日及び8月7日(併せて以下「D種取得価額修正日」とい います。)に普通株式の時価(D種取得価額修正日に先立つ45連続取引日目に始まる30取引日の株式会社 東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)が発表する当社の普通株式の普通取引の終値 (気配表示を含みます。以下同じです。)の平均値(終値のない日数を除きます。以下同じです。)と し、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入するものとします。)に修正 する(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」といいます。)ものとしますが、当該時価が 72円(以下「上限取得価額」といいます。)を上回る場合には上限取得価額を修正後取得価額とし、36円 (以下「下限取得価額」といいます。)を下回る場合には下限取得価額を修正後取得価額とします。

金銭を対価とする取得請求権

D種種類株主は、毎年7月1日から7月31日までの間に当社に対し事前の通知(撤回不能とします。)を行った上で、直後に到来する9月1日(以下「金銭対価取得請求日」といいます。)において、法令に従い、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するD種種類株式の全部または一部を取得することを請求(以下「金銭対価取得請求」といいます。)することができ、その場合、当社はD種種類株主に対して、金銭対価取得請求に係るD種種類株式1株につき、D種種類株式1株当たりの残余財産分配額及び累積未払D種優先配当金(ある事業年度においてD種種類株主等に対して行う剰余金の配当の額がD種期末配当金の額に達しないとき、その不足額は翌事業年度以降に累積するものとし、その累積した不足額をいいます。以下同じです。)の合計額に、D種優先配当金を当該金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日から当該金銭対価取得請求日までの日数(初日及び取得日を含みます。)で日割計算した額(1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てます。)を加算した額の金銭を支払います。

但し、D種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の総額は、当社の前事業年度末における分配可能額から、前事業年度に係る各種類株式の期末配当金及び累積未払D種優先配当金の支払総額を控除した金額に70.0%を乗じた額を上限とし、かつ法令の許容する額の範囲内とします。

議決権及び譲渡制限

D種種類株式には株主総会における議決権は付与されておりませんが、D種種類株主を構成員とする種類株主総会において、D種種類株式1株につき1個の議決権が付与されております。また、D種種類株式の譲渡については、当社の取締役会の承認を要します。

【附属明細表】

【海運業収益及び費用明細表】

区分	要目		金額(百万円)	摘要
	外航	運賃	119,069	
		貸船料	26,378	
		他船取扱手数料	47	
		その他	306	
		計	145,802	
海運業 収益		運賃	5,980	
		貸船料	790	
	内航	他船取扱手数料	11	
		その他	0	
		計	6,784	
		合計	152,586	
	外航	運航費	58,580	
		船費	1,430	
		借船料	89,517	
		その他	3,373	
		計	152,902	
海運業費用	内航	運航費	2,296	
		船費	370	
		借船料	3,567	
		その他	15	
		計	6,249	
	合計		159,151	
海運業損失			6,565	

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産総額の1%以下であるため、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
船舶	26,572	490	490	26,572	10,483	1,431	16,089
建物	358	6		364	283	9	81
構築物	12			12	8	0	4
機械及び装置	333	186	33	486	160	52	325
車両及び運搬具	1			1	1		0
器具及び備品	91	2	2	91	75	2	15
土地	132			132			132
有形固定資産計	27,503	685	526	27,662	11,013	1,496	16,649
無形固定資産							
ソフトウェア				6	3	4	3
その他無形固定資産				3			3
無形固定資産計				10	3	4	6
長期前払費用	21	1	4	18	13	3	4

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

船舶 取得「ADVANTAGE」

490百万円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

船舶

売却「ADVANTAGE」

490百万円

3.無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	570	42	484	43	85
賞与引当金	118	112	118		112
役員退職慰労引当金	22		13	9	
訴訟損失引当金		6,034	270		5,763

- (注) 1.貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替により取り崩した金額であります。
 - 2.役員退職慰労引当金の当期減少額の「その他」は、退任した役員の受取りの辞退による取崩額であります。

EDINET提出書類 第一中央汽船株式会社(E04238) 有価証券報告書

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

重要な訴訟事件等

当社の重要な訴訟事件等に関しては、「貸借対照表関係」3 偶発債務等 (2) 訴訟事件をご参照ください。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、 東京都において発行する日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.firstship.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】 当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1)	有価証券報告書及び その添付書類、並び に確認書	事業年度 (第66期)	自至	平成24年 4 月 1 日 平成25年 3 月31日	平 成 25 年 6 月 27 日 関東財務局長に提出
(2)	内部統制報告書及び その添付書類	事業年度 (第66期)	自 至	平成24年 4 月 1 日 平成25年 3 月31日	平 成 25 年 6 月 27 日 関東財務局長に提出
(3)	四半期報告書及び確 認書	第67期 第 1 四半期	自 至	平成25年4月1日 平成25年6月30日	平成25年 8 月14日 関東財務局長に提出
		第67期 第 2 四半期	自 至	平成25年 7 月 1 日 平成25年 9 月30日	平成25年11月14日 関東財務局長に提出
		第67期 第 3 四半期	自 至	平成25年10月 1 日 平成25年12月31日	平成26年 2 月13日 関東財務局長に提出
(4)	臨時報告書		内 号(議)	業内容等の開示に関する 閣府令第19条第2項第9 の2(株主総会における み権行使の結果)の規定 基づく臨時報告書	平成25年7月3日 関東財務局長に提出
			内号経フを	業内容等の開示に関する 閣府令第19条第2項第19 (連結会社の財政状態、 営成績及びキャッシュ・ コーの状況に著しい影響 与える事象)の規定に基 (臨時報告書	平成25年7月31日 関東財務局長に提出
			内号び況象のキに	業内容等の開示に関する 閣府令第19条第2項第12 (財政状態、経営成績及 キャッシュ・アローの 計をでは、アローでででは が第19号(連続及び 対政状態、経営成績及び 対政があるとでででいる。 でででは、 ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	平成25年8月14日 関東財務局長に提出
			内号経フを	業内容等の開示に関する 閣府令第19条第2項第19 (連結会社の財政状態、 営成績及びキャッシュ・ コーの状況に著しい影響 ラえる事象)の規定に基 (臨時報告書	平成25年10月2日 関東財務局長に提出
			内号経フを	業内容等の開示に関する 閣府令第19条第2項第19 (連結会社の財政状態、 営成績及びキャッシュ・ コーの状況に著しい影響 写える事象)の規定に基 (臨時報告書	平成25年11月14日 関東財務局長に提出

 平成25年12月9日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関項等の開示 2 項等 19条 19条 19条 2 項 5 項 5 12 項 5 12 項 5 12 及 5 12 を 5

平成25年12月13日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する 内閣府令第19条第2項第7 号(売上高に影響を与える 吸収分割の決定)の規定に 基づく臨時報告書 平成26年2月21日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する 内閣府令第19条第2項第19 号(連結会社の財政状態、 経営成績及びキャッシュ・ 経営の表別に著しい影響 を与える事象)の規定に基 づく臨時報告書 平成26年4月10日 関東財務局長に提出

平成26年4月30日 関東財務局長に提出

- (5) 有価証券届出書及び その添付書類
- (6) 有価証券届出書の訂 正届出書

D 種種類株式(行使価額修 正条項付新株予約権付社債 等)の発行 平成26年3月27日 関東財務局長に提出

上記(5)有価証券届出書に係 る訂正届出書 平成26年4月10日 関東財務局長に提出

上記(5)有価証券届出書に係 る訂正届出書 平成26年4月30日 関東財務局長に提出

上記(5)有価証券届出書に係 る訂正届出書 平成26年5月22日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月27日

第一中央汽船株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 桃 木 秀 一 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤 井 淳 一

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている第一中央汽船株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結貸借対照表、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一中央汽船株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 1.継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度に続き、当連結会計年度においても営業損失6,681百万円、経常損失8,584百万円、及び当期純損失15,429百万円を計上し、また営業活動によるキャッシュ・フローについても9,851百万円のマイナスである。その結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については、当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。
- 2.注記事項 連結貸借対照表関係 4 偶発債務等 訴訟事件に記載されているとおり、会社は、船主であるChina National Chartering Co.Ltd.から、船舶の全損に係わる損害賠償請求を提訴され、損害賠償金137百万ドル及びこれに対する金利28百万ドル等の支払いを命じる第一審判決が言い渡されており、控訴している。 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、第一中央汽船株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、第一中央汽船株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月27日

第一中央汽船株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 桃 木 秀 一

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 藤 井 淳 -

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている第一中央汽船株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、損益計算書、株主資本等変動計算書、貸借対照表、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一中央汽船株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 1.継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は、前事業年度に続き、当事業年度においても営業損失9,164百万円、経常損失4,366百万円、及び当期純損失13,459百万円を計上し、また営業キャッシュ・フローについてもマイナスである。その結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については、当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。
- 2.注記事項 貸借対照表関係 3 偶発債務等 訴訟事件に記載されているとおり、会社は、船主であるChina National Chartering Co.Ltd.から、船舶の全損に係わる損害賠償請求を提訴され、損害賠償金137百万ドル及びこれ に対する金利28百万ドル等の支払いを命じる第一審判決が言い渡されており、控訴している。 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。